

CHIYAYA AKASAKA

2018
4月号

Vol.531

トピックス

- 平成30年度当初予算について p 2
- 第2回環境条例検討委員会を開催しました..... p 18
- 各種保険料の今年度仮徴収通知書を送付します ... p 19
- 第1号被保険者の介護保険料を引き下げます ... p 20
- 国民健康保険料は、前年度並みに据え置きます... p 21
- 後期高齢者医療制度のお知らせ..... p 22

広報ちはやあかさか



千早赤阪村

特集 平成30年度当初予算の概要

平成30年度当初予算は、村の10年先、20年先を見据え、「過疎からの脱却」に向けて、優先度や効果の高い事業への配分に重点を置いて予算を編成しました。その結果、平成30年度の各会計の当初予算は一般会計、特別会計を合わせた総額が**55億4,493万円**で、対前年度比で**8,605万円（▲1.5%）の減少**となりました。

会計別で見ると、一般会計の予算額は**35億2,588万円**で、対前年度比で**3億9,073万円（12.5%）の増加**となりました。村税収入の減少による**財源不足を補う**ため、財政調整基金を前年度当初より**1億4,800万円増加の3億5,000万円**取崩し、村債についても前年度より**1億9,440万円増加の6億1,095万円**となるなど、**厳しい状況下での予算編成**となりました。

また、特別会計の予算額は前年度より**4億7,678万円（▲19.1%）減少**の20億1,904万円となりました。会計別の予算額は下図のとおりです。

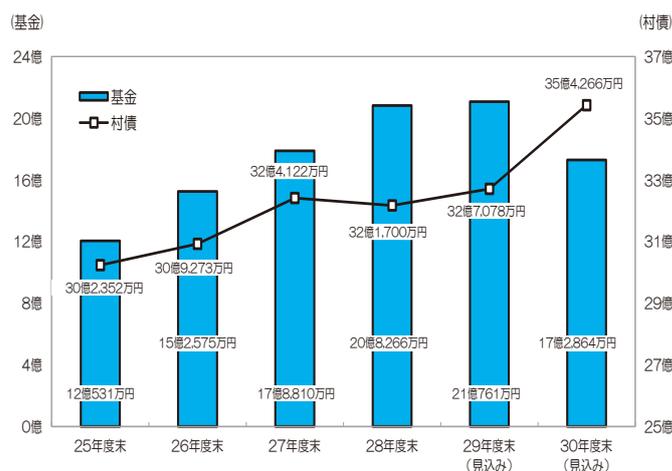
※金額は全て1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります。

■会計別でみた予算額

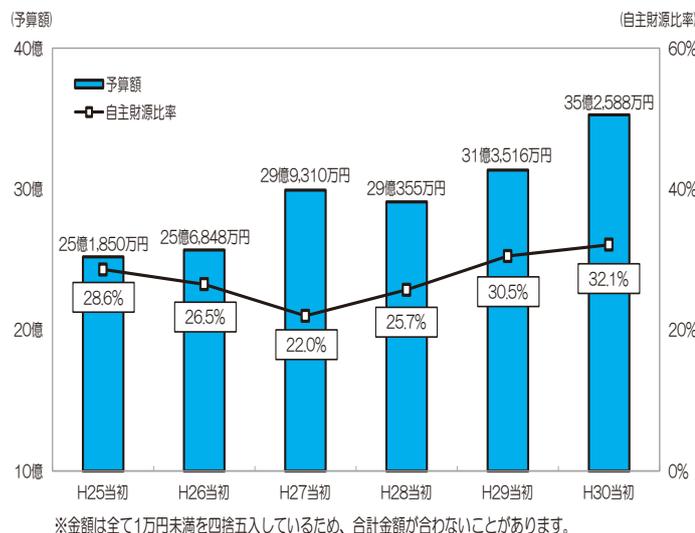
| | | 平成30年度予算額 | 平成29年度予算額 | 対前年度増減額 |
|------|------------|------------|------------|------------|
| 一般会計 | | 35億2,588万円 | 31億3,516万円 | 3億9,073万円 |
| 特別会計 | 国民健康保険 | 8億9,883万円 | 11億2,580万円 | ▲2億2,697万円 |
| | 診療所 | 2,493万円 | 3,914万円 | ▲1,421万円 |
| | 介護保険 | 6億7,168万円 | 8億3,705万円 | ▲1億6,527万円 |
| | 後期高齢者医療 | 1億1,256万円 | 1億446万円 | 812万円 |
| | 下水道事業 | 2億4,023万円 | 2億4,235万円 | ▲212万円 |
| | 金剛山観光事業 | 7,081万円 | 1億4,704万円 | ▲7,623万円 |
| | 小計 | 20億1,904万円 | 24億9,582万円 | ▲4億7,678万円 |
| 合計 | 55億4,493万円 | 56億3,098万円 | ▲8,605万円 | |

※金額は全て1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります。

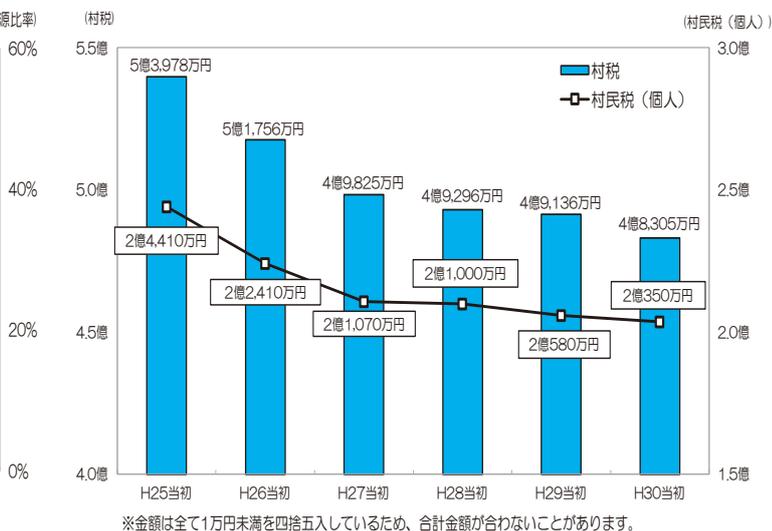
■基金と村債の残高の推移



■予算額と自主財源比率の推移



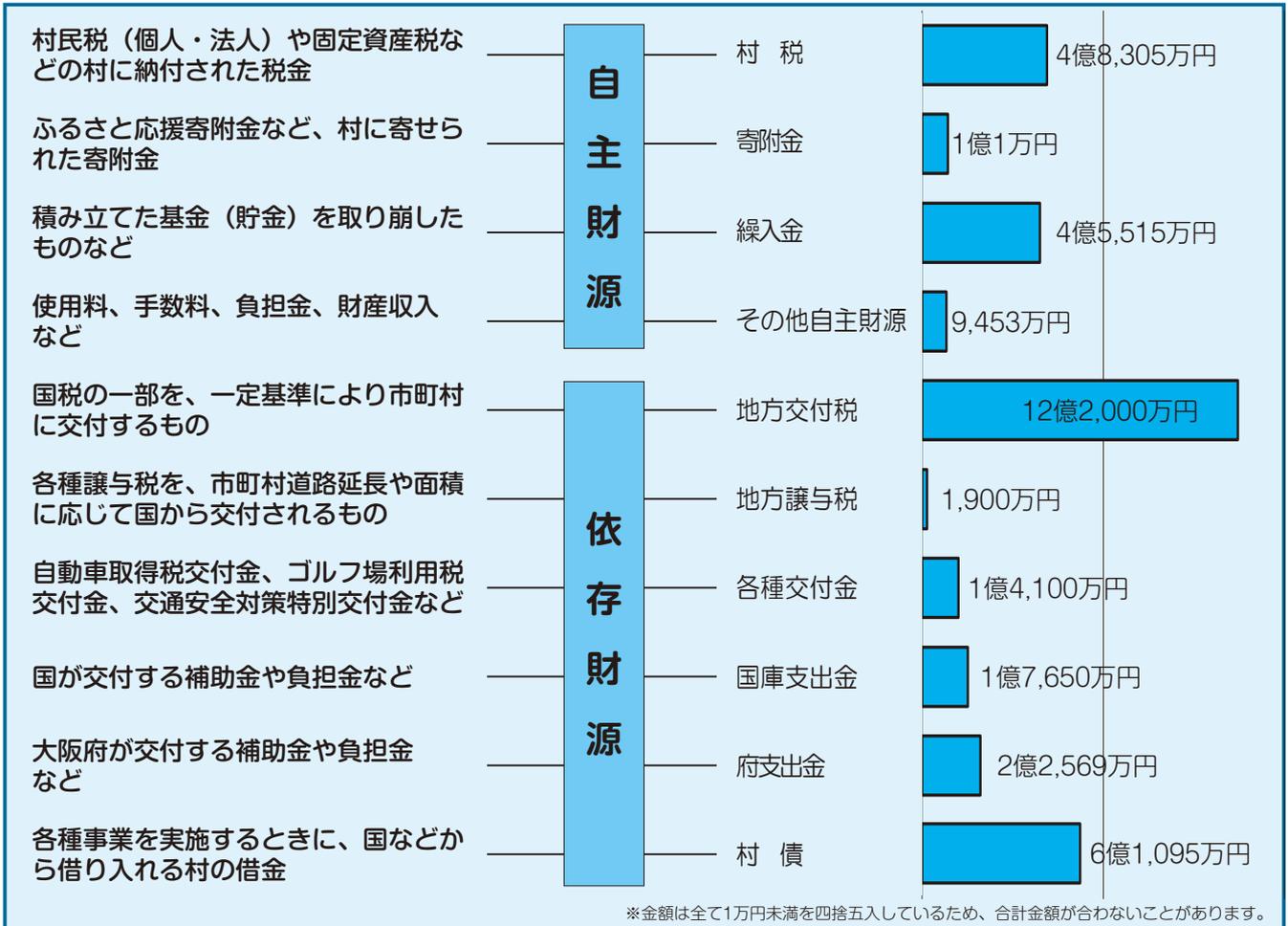
■村税と村民税（個人）の推移



一般会計
当初予算

平成30年度 35億2,588万円
平成29年度 31億3,516万円

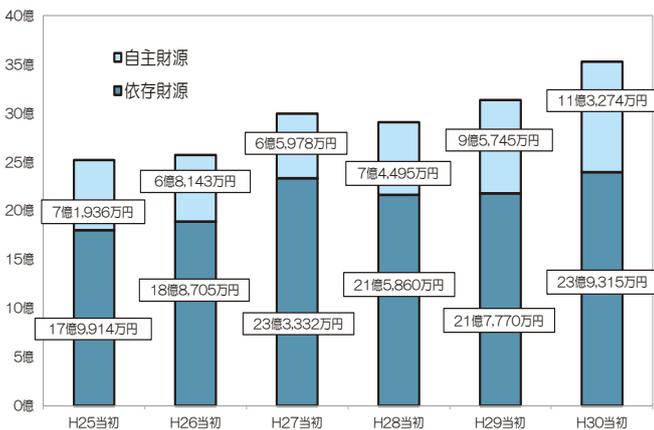
歳入



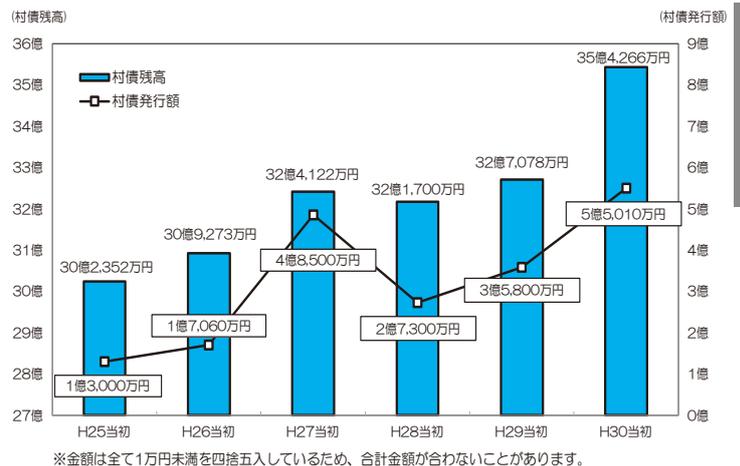
自主財源・・・地方公共団体が各自の権限により調達することができる財源

依存財源・・・財源の確保を国や都道府県がその権限に基づいて行い、地方公共団体等に配分する際に、交付金額や内容を国や都道府県が定める基準などによって変動する財源

■自主財源と依存財源の推移



■村債残高と発行額の推移



歳出

目的別

| | | |
|--|--------|-----------|
| 議会の活動に必要な経費（議員報酬、議会運営など） | 議会費 | 6,450万円 |
| 地方公共団体の共通の経費（戸籍、徴税、選挙など） 移住・定住や企業誘致の経費（空き家活用、企業誘致など） | 総務費 | 9億6,885万円 |
| 住民が一定水準の安定した社会生活を保障するのに必要な経費 （社会の福祉、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉など） | 民生費 | 8億1,948万円 |
| 住民の健康で衛生的な生活環境を保持するために必要な経費 （予防、ごみ処理、公害対策など） | 衛生費 | 3億2,782万円 |
| 農林業の対策・振興に必要な経費 （農業委員会、農林業振興、有害鳥獣対策、農業用施設整備など） | 農林水産業費 | 8,557万円 |
| 商工業・観光の振興に必要な経費 （商工振興、起業支援、消費者行政、観光振興など） | 商工費 | 9,019万円 |
| 道路や下水道などのインフラ整備などに必要な経費 （道路橋りょう、河川、下水道、都市計画、公共交通など） | 土木費 | 3億1,330万円 |
| 消防、災害防除などに必要な経費（消防団、消防事務、災害対策など） | 消防費 | 1億5,370万円 |
| 学校園や社会教育施設などの運営、文化財保護に必要な経費 （教育委員会、幼稚園、小中学校、社会教育、文化財など） | 教育費 | 3億2,871万円 |
| 借り入れた村債（借金）の返済に必要な経費 | 公債費 | 3億6,378万円 |
| 予算外の支出や予算超過の支出に充てるために必要な経費 | 予備費 | 1,000万円 |

※金額は全て1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります。

性質別

| | | | |
|--------------------------------------|--------------|---------|-----------|
| 一般職（職員）や特別職（村長、議員など）、 各委員などに要する経費 | 義務的経費 | 人件費 | 6億6,966万円 |
| 児童や高齢者、障がい者福祉サービスなどに要する経費 | | 扶助費 | 3億5,943万円 |
| 借り入れた村債（借金）の返済に要する経費 | | 公債費 | 3億6,378万円 |
| 公共土木施設（道路や橋りょう）などの整備や建設に要する経費 | 投資的経費 | 普通建設事業費 | 4億1,123万円 |
| 委託や消耗品、備品などの経費 | | 物件費 | 7億2,546万円 |
| 各団体に対する補助金や負担金などの経費 | その他経費 | 補助費等 | 5億3,426万円 |
| 一般会計や特別会計において、会計相互間において振り替えて支出される経費 | | 繰出金 | 4億110万円 |
| 維持補修費、積立金、予備費などの経費 | | その他 | 6,098万円 |

※金額は全て1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります。

義務的経費・・・法令の規定あるいは性質上支出が義務付けられている経費

投資的経費・・・普通建設事業や災害復旧事業などの建設的経費で、支出の効果が長年に亘るもので、資本形成に役立つ経費

楠公さんの家計簿

平成30年度一般会計の予算を年収350万円に置き換えると次のようになります。

| H30年度総収入 | | | | H30年度総支出 | | | |
|----------|--------------------------|-------|----------------|----------|------------------------|-------|---------------|
| ① | | 48万円 | 前年度比 (▲1万円) | ① | | 67万円 | 前年度比 (0万円) |
| ① | 給料 (村税) | 48万円 | (▲1万円) | ① | 食費 (人件費等) | 67万円 | (0万円) |
| ② | 諸手当 (使用料など) | 9万円 | (1万円) | ② | 医療費 (扶助費) | 36万円 | (5万円) |
| ③ | パート収入 (寄附金) | 10万円 | (▲5万円) | ③ | 光熱水費 (物件費) | 72万円 | (4万円) |
| ④ | 親からの援助 (交付税や国・府からの補助金など) | 177万円 | (2万円) | ④ | 仕送り (補助費等、繰出金) | 93万円 | (8万円) |
| ⑤ | 貯金の取り崩し (基金からの繰入金) | 45万円 | (22万円) | ⑤ | 家や車の修繕 (普通建設事業費、維持補修費) | 41万円 | (23万円) |
| ⑥ | 銀行からの借入 (村債) | 61万円 | (19万円) | ⑥ | ローンの返済 (公債費) | 36万円 | (▲1万円) |
| | 収入合計 (歳入合計) | 350万円 | (38万円) | ⑦ | 貯金 (積立金) | 5万円 | (▲1万円) |
| | | | | | 支出合計 (歳出合計) | 350万円 | (38万円) |

平成30年度の主な取り組みを紹介します

千早赤阪村のお金の使い道

皆さんの暮らしと密着な関わりを持っている村の予算。ここでは皆さんの暮らしのために、どのような取り組みが行われるのか、村の具体的な取り組みを紹介します。

金額は全て1万円未満を四捨五入しています。

総務課

法規、契約、危機管理、消防防災、防犯、庁舎管理、広聴、統計、地縁団体、選挙管理委員会、村税の賦課・徴収、歳入歳出の出納などの業務を行っています。

新規

危険住宅の移転などにかかる費用を助成

500万円

土砂災害特別警戒区域内にある建築物に対し、危険住宅の除却および危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部を助成します。



継続

地域の課題解決にかかる費用を助成

390万円

地域の課題を解決し、良好な地域環境を保全できるよう、地区・自治会に対し、活動費用の一部を助成します。



新規

役場内簡易郵便局を開設

590万円

水分簡易郵便局が閉局されたことに伴い、住民の皆さんの利便性向上に向け、役場内に役場直営の郵便局を開局するため、準備を行います。



継続

区長会の運営費や地区・自治会の地域活動への助成

588万円

区長会（地区長・自治会長で構成される組織）の運営費や、地区・自治会の運営にかかる費用の一部を助成します。

新規

ESCO 事業を導入し、公共施設の老朽化した空調機器の交換や照明器具のLED化などの改修

2億4千万円

公共施設の老朽化した設備改修に際して、大幅な光熱水費の節減に努めるため、国の補助を受けて、くすのきホールなどの空調機器の交換や、照明器具のLED化などの省エネ化を実施します。



その他にも

新規

建物の長寿命化に向け、くすのきホールなどの公共施設の老朽化を調査 465万円

住民ニーズの把握や行政サービスなどに対する住民の意識を調査 230万円

ふるさと応援寄附金に対する謝礼品などにかかる費用 6,363万円

富田林市への消防・救急業務委託にかかる費用 1億2,028万円

拡充

消防団活動の安全確保に向け、安全靴などの装備品を購入 510万円

自主防災組織の育成や防災用具の購入にかかる費用を助成 200万円

新規

警報システムに関する機器を更新し、素早い危機管理体制を整える 320万円

住民基本台帳などの住民情報管理システムの維持管理費用 3,529万円

新規

大阪府議会議員選挙にかかる費用 164万円

など

地域戦略室

新庁舎の建設や、都市計画、開発指導、政策に関する各課の調整、公共交通、定住促進、過疎対策、地域おこし協力隊、広報やホームページ、住民協働などの業務を行っています。

新規

75歳以上の高齢者や障がい者、妊婦の方にタクシー利用補助券を配布

853万円

タクシーの利用時に使用できる利用補助券を配布し、買い物や通院などの支援を行います。



新規

新規企業の立地や既存企業の規模拡大、新規雇用の創出に関する助成

1億500万円

企業が進出しやすいよう、建物の建設や土地の取得にかかる費用などを助成し、地域経済の活性化を促進します。また、村内での働き場を確保するために、村民の方を新たに雇用する場合にも助成します。

新規

くすのきホールへの、金剛バスの乗り入れ

1,000万円

くすのきホール前への金剛バスの乗り入れのため、停留所を新たに設置します。村民の皆さんも、さらなる地域公共交通の利用をお願いします。

新規

路線バスの停留所看板を整備

64万円

老朽化した路線バスの停留所看板について、景観上も村にふさわしい、温かみのある停留所に整備します。



継続

外国人観光客の誘致に向けた取り組み

123万円

南河内地域に海外観光客を誘致するために、周辺市町と一体となってPR活動などを実施します。



拡充

より充実した空き家情報バンクの運営

125万円

移住者の受け皿となる空き家情報バンクの運営が、より充実した内容となるよう民間団体などと連携し、人口の増加や地域の活性化をめざします。

新規

新築マイホーム取得にかかる費用の一部を助成

1,500万円

子育て世帯などを対象に、新築物件の購入にかかる費用の一部を助成し、若者世帯の増加を図ります。



新規

賃貸向け集合住宅などの建設にかかる費用を助成

3,000万円

良質な住宅を確保し、移住者を増加させるために、アパートなどの集合住宅を建設した事業者などに対して、建設費用の一部を助成します。

拡充

空き家の改修にかかる費用の一部を助成

250万円

空き家に居住される場合に、空き家の改修や不用品の処分などにかかる費用の一部を助成します。

新規

移住希望者向けの移住体験ツアーを実施

45万円

村内巡りや移住体験座談会などの村の暮らしを体験してもらい、移住者の増加に取り組みます。



村ホームページをリニューアル

新規

1,500万円

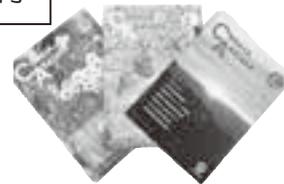
視覚障がい者の方などに配慮した機能など、情報や内容を見やすく、わかりやすくお知らせするとともに、スマートフォンにも対応できるように、ホームページのリニューアルを行います。

見やすく、読みたくなる広報紙の作成

拡充

1,020万円

紙面のカラー化など、より読みやすく、わかりやすい広報紙を発行します。



地域おこし協力隊員による村おこし

継続

964万円

農業の活性化や空き家を活用した村おこしなど、地域の活性化に向けた取り組みを引き続き、実施します。



新規

イベントによる千早赤阪村の魅力発信や、オリジナルグッズの作成など、村外へのPRを実施

1,011万円

村ならではのオリジナルグッズの作成に取り組むとともに、5月に府立中之島図書館において、魅力発信イベントを実施し、本村への観光客や定住者の増加を図ります。



木造住宅の耐震化などにかかる費用の一部を助成

継続

233万円

木造住宅の耐震診断費用や、改修設計費用、耐震改修費用、耐震除却費用の一部を助成し、住宅の耐震化を促進します。

空き家の現状を追跡調査します

継続

48万円

空き家の有効活用などに向け、空き家の戸数など、現在の状況を調査します。



地域の活性化に取り組む団体活動を支援

継続

100万円

村民活動団体が、地域の活性化や地域課題の解決について、自主的・主体的に企画および実施するむらづくり事業に対して、活動経費の一部を助成します。



その他にも

拡大

子育て世帯などに対し、村内に引越しをする際の費用の一部を助成

100万円

拡大

子育て世帯などに対し、賃貸物件に入居する場合の家賃の一部を助成

307万円

宝くじ助成金を活用し、地域のコミュニティ活動にかかる費用を助成

250万円

ホームページの更新や管理、インターネットの使用にかかる費用

62万円

広報活動にかかる備品の購入や負担金など

72万円

新規

開発許可の新基準にかかるエリア図の作成

61万円

南河内6市町村で組織する広域行政による、まちづくりに関する事務負担金

203万円

など

人事財政課

職員の採用や給与、研修、福利厚生などの人事業務、村長、副村長の秘書業務、予算編成や予算執行管理などの財政業務などを行っています。

新規

ノーマイカーデーの実施

96万円

地域の公共交通を職員自らの手で守っていく観点から、月1回、ノーマイカーデーに公共交通機関を利用して、通勤します。



拡充

職員の人材育成を図るための研修

308万円

公務能率の向上など、職員の人材育成を図るため、職員の職階に応じた研修を強化します。



一部
拡充

予算などの執行についての、監査の機能強化

40万円

監査委員の定数を1名増員し、機能強化を図り、村の事務事業や予算などの執行についての監査を強化します。

継続

村内水道施設の整備などにかかる助成

9,021万円

大阪広域水道企業団が実施する村内水道施設の整備などにかかる費用の一部を負担します。

その他にも

国民健康保険特別会計への繰出金：低所得者の保険料の軽減（国民健康保険事業）や診療所経営（診療所運営事業）など 7,185万円

介護保険特別会計への繰出金：介護サービスなどの利用にかかる給付費や事務経費など 1億59万円

後期高齢者医療特別会計への繰出金：低所得者の保険料の軽減や事務経費など 2,478万円

下水道事業特別会計への繰出金：下水道事業の経営などへの助成 1億1,522万円

村債（借金）の返済 3億6,378万円

など

議会事務局

議会の運営補助や、議員の活動に必要な調査、議会だよりの発行などを行っています。

継続

議会の運営などにかかる経費

4,880万円

村民の皆さんの声を反映させる村議会を運営します。



その他にも

議員の調査研究やその他の活動に必要な経費の一部を支給 126万円

他の自治体など先進的事例を見分し、村政へ反映させるために、視察などを実施 35万円

多くの情報や活動内容を村民の皆さんへ発信するために、充実した議会だよりを発行 134万円

など

住民課

戸籍の証明書、住民票、印鑑証明書などの発行や届出に関すること、マイナンバーカードの交付、人権啓発、し尿・ごみ処理、環境美化、国民健康保険、後期高齢者医療保険、こども医療などの福祉医療業務などを行っています。

継続

パスポートの交付に関する業務

33万円

富田林市にパスポートの申請受理や交付などの業務を委託します。



継続

子どもの医療にかかる費用の一部を助成

1,583万円

中学校卒業までの子どもの医療費（入院・通院）にかかる自己負担の一部を助成します。



継続

後期高齢者の医療にかかる費用の一部を公費で負担

9,411万円

75歳以上の高齢者などにかかる医療費の5割分を国、大阪府、村で負担します。

継続

人権啓発にかかる取り組み

160万円

村民の皆さんの人権意識の高揚を図り、啓発することにより、「差別のない明るい村づくり」を推進します。



継続

環境保全を積極的に推進するための環境条例づくりに、村民の皆さんと取り組みます

15万円

いつまでも住み続けたい豊かな環境を未来に引き継ぐために、村民の皆さんが互いに環境の保全と創造に対して意識し行動できるように、環境に関する基本理念や基本方針を明らかにするための条例を制定します。



継続

ごみ処理場などの運営にかかる負担金

5,494万円

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町および本村の6市町村が共同で、ごみやし尿の処理を実施しています。



継続

ごみの収集などにかかる費用

4,214万円

各家庭や事業所などから排出されるごみの収集や資源ごみの選別を行います。

その他にも

65歳以上で重度身体障がい者であるなどの高齢者の医療費の一部を助成 1,134万円

重度の障がいをお持ちの人や重度の難病を患っている人などの医療費の一部を助成 1,934万円

18歳までの子どもを扶養するひとり親家庭の医療費の一部を助成 226万円

未熟児の入院養育にかかる医療費の一部を助成 26万円

合併処理浄化槽を適正に維持管理するための、維持管理費用の一部を助成 200万円

汲み取り式トイレを使用している家庭のし尿汲み取り費用の一部を助成 115万円

など

健康福祉課

健康増進に関することや、妊娠・出産・子どもの健康などの母子保健、各種予防接種、国民健康保険診療所や地域包括支援センターの運営、地域福祉、障がい福祉、高齢者福祉、介護保険、子育て支援、児童福祉などの業務を行っています。

新規

胃がん検診における内視鏡検査の実施

171万円

従来の胃X線検査に加え、胃内視鏡検査を新たに実施します。



新規

産婦の健康診査費用を助成

25万円

産後2週間および産後1か月の産婦の健康診査費用の助成を行い、産後うつ予防や早期発見などに取り組みます。



継続

妊婦の健康診査費用を助成

324万円

妊婦と胎児の健康管理の充実などを図るために、妊婦健診の助成を行い、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

継続

妊婦の歯科健診費用を助成

19万円

安全に出産できるよう、また生まれてくる赤ちゃんのむし歯予防のために、妊婦の歯科健診費用を助成します。

継続

新生児の聴覚検査費用を助成

20万円

先天性難聴を新生児のうちに発見し、早期段階で適切な支援をすることにより、成長発達を促進させるため、聴覚検査にかかる費用を助成します。

継続

産後の母親へのケアや育児サポートを実施

20万円

妊婦から出産、育児まで切れ目のない支援を行い、安心できる子育て環境の充実を図るため、医療機関において、ショートステイなどによる心身のケアや、育児のサポートなどを実施します。

継続

任意予防接種費用を助成

177万円

乳幼児と小学生、高齢者に対して、定期外のワクチン接種費用の助成を行います。

新規

子育て世帯のニーズ調査を実施

120万円

より充実した子育て環境を整えられるよう、子ども・子育て支援事業計画を策定するための、ニーズ調査を実施します。



継続

ちびっこ広場の遊具の修理など

77万円

ちびっこ広場の遊具の修理などの維持管理を行い、子どもたちが安全に遊べる環境を確保します。



継続

保育料にかかる費用の助成

605万円

2人以上の子どもがいる世帯に対して、保育料の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。

継続

民間保育所の運営費用の助成

1億556万円

げんき保育園の運営にかかる費用の一部を助成し、子どもたちの保育環境の充実を図ります。

継続

ai♡げんき（地域子育て支援センター）での子育て支援

784万円

子育て親子の交流の場の提供や、子育てに関する相談支援の実施、子育て支援に関する講習会の実施など、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

社会福祉協議会が実施する事業への助成

継続

2,248万円

社会福祉事業を実施する社会福祉協議会への運営費用の助成や、ケースワーカーなどの福祉事業を委託し、福祉の充実に取り組んでいます。



民生委員協議会の活動への助成

継続

66万円

生活や福祉全般に関する相談や援助活動に取り組む民生委員協議会に、活動にかかる費用を助成します。

継続

障がい者の日常生活や就労などへの訓練について支援

1億1,221万円

障がい者が可能な限り、自立して地域の中で生活ができるよう支援します。

継続

障がい児の通所などを支援

3,116万円

放課後等デイサービスなど、障がい児が自立した日常生活を送れるよう支援します。

継続

いきいきサロンの運営

790万円

いきいきサロンくすのき、やまゆりの運営について、社会福祉協議会に委託します。

その他にも

| | |
|---|---------|
| ひとり親家庭などへの支援活動を行う母子福祉協議会への助成 | 12万円 |
| 高齢者の生きがいづくりなどの活動を行う老人クラブ連合会への助成 | 85万円 |
| シルバー人材センターの運営にかかる費用の一部を助成 | 95万円 |
| 障がいを軽減するために必要な医療にかかる費用を助成 | 142万円 |
| 障がい者やその家族が、円滑に地域生活が送れるよう支援を実施 | 114万円 |
| 障がい者が自立した日常生活が送れるよう、地域の特性などに応じた支援を実施 | 826万円 |
| 発達障がい児などが抱える能力課題などに対して、療育を子ども発達支援センターに委託 | 70万円 |
| やむを得ない事由がある場合に、特別養護老人ホームなどへの入所の措置を実施 | 223万円 |
| 介護や支援を必要とする高齢者世帯などに対し、昼食の配送サービスを実施 | 200万円 |
| 経済的負担軽減などを目的に、在宅で寝たきりなどにより、紙おむつが必要な場合に、購入費を助成 | 125万円 |
| 介護サービスを利用するときに必要なケアプランの作成を委託 | 153万円 |
| スクールソーシャルワーカーを雇用し、要保護児童や家庭などを支援 | 101万円 |
| 養育支援が必要な家庭に対し、家事援助などのヘルパーを派遣 | 30万円 |
| 中学校卒業まで支給される児童手当 | 5,760万円 |
| 感染症の予防と重症化の予防のため、予防接種を実施 | 1,227万円 |
| 肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、胃がん検診の実施にかかる費用 | 539万円 |
| 肝炎ウイルス、骨粗しょう症、成人歯科健診などを実施 | 402万円 |
| 休日診療や小児急病診療、二次救急医療などの実施にかかる委託費用 | 913万円 |

など

施設整備課

道路や橋梁の補修などの維持管理、道路の掘削や占用の許可、カーブミラーなどの交通安全施設管理、下水道の維持管理、浄化槽の設置などの業務を行っています。

新規

既存不適格住宅の補強にかかる費用の一部を助成

91万円

土砂災害特別警戒区域内の住宅に対し、補強にかかる設計や工事費用の一部を助成します。



継続

村道の安全性を確保するために、維持工事などを実施

6,300万円

村道の安全性を確保し、利便性を向上させるために、村道整備計画に基づき、村道の維持工事などを実施します。



継続

橋りょうの安全性を確保するために、維持、修繕工事などを実施

750万円

橋りょうの長寿命化を図るために、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、維持、修繕工事などを実施します。



工事前



工事後

新規

生活道路の整備にかかる費用の一部を助成

260万円

地区、自治会の要望に応じて、生活道路の整備にかかる費用の一部を助成します。



継続

道路の改良工事などに伴う村道台帳の修正および更新

230万円

村道の路線、名称、幅員などのデータをとりまとめて、道路台帳として管理しており、村道の改良工事などにより道路台帳の修正および更新を行います。

新規

村道の調査を実施

300万円

村道について、災害時の避難路の確保や、地域の活性化に役立つよう調査をします。

拡充

老朽化したカーブミラーの取替工事

482万円

安全な交通環境を維持するため、老朽化したカーブミラーの取替工事を実施します。



新規

大阪府と奈良県を結ぶ道路の事業化に向けた調査研究を実施

100万円

府道富田林五条線について、将来的に奈良県側と接続ができるよう、府県間道路の事業化に向け、調査研究などに取り組みます。



新規

鉄道の誘致にむけた調査を実施

100万円

村民の皆さんの利便性の向上をめざし、鉄道の誘致にむけた調査研究などに取り組みます。

その他にも

下水道処理区域外の地区などを対象に浄化槽設置にかかる費用の一部を助成

1,024万円

など

観光・産業振興課

観光振興やロープウェイ、文化財の活用に関すること、農業や林業に関すること、商工や消費生活、就労支援に関することなどの事務を行っています。

新規

いちごの楽園プロジェクトなど、農業の活性化に取り組みます

1,530万円

農業参入する企業誘致や、ほ場整備、いちごの産地化、棚田のオーナー制度などの「農の活性化プロジェクト」に大阪府と連携して取り組みます。



新規

観光案内所を開設

110万円

観光案内事業の民間委託や、道の駅案内板の整備など、観光客へのおもてなしの充実に取り組みます。

新規

農産物直売所への助成

8万円

農産物直売所の活性化につながる取り組みに対し、費用の一部を助成します。

新規

飲食業や宿泊業などの起業にかかる費用を助成

5,000万円

飲食業や宿泊業などの起業にかかる費用の一部を助成し、地域や地域経済の活性化につなげます。

新規

楠公さんゆかりの地を巡るバスツアーなどを実施

50万円

大阪ストーリープロジェクト事業の一環で、河内長野市と連携して、楠公さんゆかりの地巡りなどのバスツアーを実施します。



新規

道の駅のあり方の検討を実施

15万円

より充実した道の駅になるよう検討を進めます。



その他にも

| | | |
|----|--------------------------------------|---------|
| | 農業委員会の運営などに関する費用 | 269万円 |
| | 生産性の高い水田営農を推進する取り組み | 156万円 |
| | 新規農業者の経営確立を支援するための助成 | 300万円 |
| | 棚田夢灯り&収穫祭の実施にかかる費用を助成 | 200万円 |
| | イノシシなどの有害鳥獣の駆除にかかる委託費用 | 100万円 |
| | イノシシなどの有害鳥獣から農作物を守るための設備にかかる費用の助成 | 100万円 |
| | 農道や農業用水路、林道の整備にかかる原材料費の一部を助成 | 160万円 |
| 新規 | 事務の効率化を図るため、林地台帳の整備や新たな地図システムを導入する費用 | 250万円 |
| | 森林の保全などのために、間伐などの作業道の整備にかかる費用の助成 | 429万円 |
| | 間伐の搬出にかかる費用の一部を助成 | 900万円 |
| 拡充 | 河内長野市と連携した、奥河内地域の魅力発信などにかかるイベントなどの費用 | 73万円 |
| 新規 | 村の地産物の販路を拡大するための費用の一部を助成 | 70万円 |
| | 登山客の利便性向上のため、金剛山周辺のトイレや登山道の維持管理などの費用 | 589万円 |
| | 観光地となっている文化遺産について、トイレ整備にかかる費用の助成など | 1,000万円 |

など

教育課

幼稚園や小中学校の教育に関すること、歴史講座やスポーツ振興などの生涯学習に関すること、安全・安心な給食の提供、郷土資料館やくすのきホール、B & G 海洋センターの維持管理や運営、図書の貸し出しなどの業務を行っています。

一部
新規

学校園の教育環境の充実を図ります

1,543万円

子どもたちがより充実した教育を受けられるよう、教育環境の充実を図るとともに、校務用 OA 機器などを更新します。

継続

給食にかかる費用の一部を助成

437万円

保護者が負担する給食費について、大阪府内最高水準の助成制度を引き続き設けます。



継続

ホームステイによる
海外研修を実施

551万円

英語教育をさらに充実・発展させて、自分の考えを生きた英語で表現する力をつけられるよう、中・高校生を対象に、海外研修を実施します。



新規

中学校の安全性を強化するために、
門扉などを設置

1,200万円

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、中学校周辺にフェンスや門扉を設置します。



新規

楠公さんに関わる普及
啓発活動の実施

200万円

村の偉人、「楠公さん」について、より多くの方に認知してもらえるよう、普及啓発活動に取り組みます。



継続

くすのきホール駐車場を
修繕します

1,215万円

老朽化したくすのきホール駐車場などを整備し、快適な環境づくりに取り組みます。

その他にも

| | |
|--|---------|
| 英語検定料の助成など、英語教育の向上を図るための取り組み | 485万円 |
| 経済的な理由により就学困難なご家庭に、お子さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品費や給食費などの費用の一部を助成 | 414万円 |
| 子どもたちが安全に通園通学できるよう、スクールバスを運行 | 1,529万円 |
| 子どもたちが健やかに育ち学べるよう、幼稚園、小中学校の維持管理にかかる費用 | 5,323万円 |
| 幼児、児童、生徒に安全・安心な給食を提供するとともに、食育の推進を実施 | 4,972万円 |
| 園児、児童、生徒の健康の保持促進を図るため、健康診断などを実施 | 472万円 |
| より充実した学童保育が運営できるよう、学童保育連絡会に費用の一部を助成 | 150万円 |
| 歴史講座や親子向け講座、博物館講座など生涯学習の充実を図る | 49万円 |
| 史跡などの保存や整備を実施するとともに、観光資源として活用し、活性化を図る | 59万円 |
| くすのきホールの光熱水費や修繕など、維持管理にかかる費用 | 1,437万円 |
| 図書室での図書の貸し出し業務や、新規図書の購入などにかかる費用 | 415万円 |
| 郷土の歴史などの資料を展示するとともに、効率的な郷土資料館の運営を実施 | 545万円 |
| 健康増進や生きがいづくりなど、生涯スポーツの普及やスポーツ施設の維持管理費 | 1,696万円 |

など

特別会計

ここからは 特別会計 の中身を紹介します



そもそも特別会計ってなあに？

特別会計とは、特定の事業を行うための会計で、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設けられる会計をいいます。なお、特別会計は、法律で設置が義務付けられているもの（例：国民健康保険や介護保険などの特別会計）と、条例を定めて設置するもの（例：金剛山観光事業の特別会計）に分けられます。

千早赤阪村には国民健康保険特別会計や金剛山観光事業特別会計など、5つの特別会計があります。



金額は全て1万円未満を四捨五入しています。

国民健康保険特別会計

～ 国民健康保険事業、診療所運営事業 ～

国民健康保険加入者の療養費の給付や、高額療養費の支給、生活習慣病予防などの保健事業や診療所の運営などを行っています。



総額 9億2,376万円

国民健康保険加入者の医療費の負担 5億8,293万円

国民健康保険加入者の医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関などで支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給 8,117万円

国民健康保険加入者が出産した場合に、出産育児一時金を支給 252万円

国民健康保険加入者が亡くなられた場合に、遺族に葬祭費を支給 90万円

精神や結核医療対象者の自己負担を軽減するため、精神・結核医療にかかる費用の一部を助成 95万円

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の発症や重度化を防止するために、特定健診を実施 639万円

糖尿病の重症化予防の取り組みや、人間ドックにかかる費用などの助成 638万円

健康保険証を使用することなく、健康に1年間を過ごした世帯に対して表彰を実施 26万円

村が徴収した国民健康保険料（医療費給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）を大阪府に納付 2億13万円

国民健康保険診療所の経営にかかる指定管理費用 1,700万円

村債（借金）の返済 610万円

など

介護保険特別会計

～ 介護保険事業 ～

介護（支援）が必要な高齢者に対して、日常生活の支援や、介護（支援）が必要な高齢者と生活をともにする家族への支援の実施などを行っています。



総額 6億7,168万円

介護保険サービスの利用に伴う認定調査にかかる費用や、太子町、河南町、村の3町村で共同設置する介護認定審査会の運営費用 530万円

介護を必要とする人が、利用した介護サービス費用や、介護にかかる住宅改修費用、福祉用具の購入にかかる費用の一部を公費で負担 5億5,739万円

支援を必要とする人が、利用した介護サービス費用や、支援にかかる住宅改修費用、福祉用具の購入にかかる費用の一部を公費で負担 1,185万円

介護や支援を必要とする人の、介護サービス自己負担額が高額になった場合に費用を助成 1,485万円

介護や支援を必要とする人の、1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額が高額になった場合に、介護分の費用を助成 219万円

介護や支援を必要とする人が、介護施設を利用するときに支払う食費と居住費の負担について、所得に応じた軽減を実施 3,331万円

介護予防・日常生活支援総合事業において、デイサービスやヘルパーのサービスを受けた場合にかかる費用を公費で負担 1,580万円

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントにかかる費用 200万円

介護予防の普及啓発にかかる取り組みや運動などの介護予防教室を開催 71万円

介護予防に関する自主的な取り組みを促進するために、介護予防に関する活動にかかる費用を助成 31万円

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う地域包括支援センターの運営費用 935万円

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるように支援を実施 136万円

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な事業を実施 102万円

高齢者の日常生活の支援を、生活支援コーディネーターに委託 101万円

認知症患者やその家族を支援する相談業務などを行う地域支援推進員を配置 306万円

新規

認知症初期集中チームを配置し、サポート医とともに、早期診断、早期対応に向けた支援を実施 9万円

地域全体で高齢者を支援していくことを目的に、地域ケア会議を通して、保健・医療・介護・福祉などの職種の方々と連携・支援体制づくりに取り組む 16万円

など

後期高齢者医療特別会計

～ 後期高齢者医療保険事業 ～

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する独立した医療制度であり、保険料の徴収や療養費などの申請の窓口事務などを行っています。

総額 1億1,256万円

後期高齢者医療加入者の保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合に納付

1億887万円

など

下水道事業特別会計

～ 下水道事業 ～

下水道管の布設工事や維持管理などを行っています。



総額 2億4,023万円

下水道事業計画に基づく、下水道管の布設工事

5,130万円

公共下水道施設の適切な維持管理

1,567万円

村債（借金）の返済

1億1,654万円

など

金剛山観光事業特別会計

～ 金剛山観光事業 ～

金剛山ロープウェイや、香楠荘の経営を行っています。



総額 7,081万円

金剛山ロープウェイの施設維持管理などにかかる費用

6,548万円

香楠荘の施設維持管理などにかかる費用

124万円

村債（借金）の返済

244万円

など

予算と聞くと、難しそうだけど、こうしてみていくと私たちにとって身近なことばかり！子育てや高齢化など暮らしの中の大切なことに、村がしっかりと取り組んでいくことがわかったね！

住みよい、魅力あるむらをつくるには、村民一人ひとりの力が必要！みんなで力を合わせ、オール千早赤阪村で魅力あるむらをつくろう！



第2回環境条例検討委員会を開催しました!

2月23日(金)にくすのきホールにおいて、環境条例策定のための第2回環境条例検討委員会を開催しました。検討委員会は学識経験者2名、大阪府職員1名、住民代表として環境条例策定ワークショップ参加者から選出された3名で構成されています。

環境条例制定までの今後の進め方についての説明、ならびに第1回環境条例検討委員会時にいただいた意見に対する考え方についての説明を行いました。その後、千早赤阪村環境条例(素案)の構成・条文について検討を行いました。

千早赤阪村環境条例(素案)

第1回環境条例検討委員会でいただいた意見を基に作成した千早赤阪村環境条例(素案)の構成は下記の通りです。構成の検討後、引き続いて第3章(生活環境の保全)の途中まで条文の検討を行いました。当日は、条文の順番や語尾等細部に至るまで、ご意見をいただきました。

その後、第3回環境条例策定ワークショップを3月14日に行いました(詳細は5月号でお知らせします)。今後、第3回のワークショップでの意見も踏まえ、第3回環境条例検討委員会において、引き続き条文を検討する予定です。

なお、下記の千早赤阪村環境条例構成(素案)は当日使用した資料からの抜粋であり、一部内容の削除や追加を行う場合がありますのでご了承ください。

千早赤阪村環境条例構成(素案)

| 章 | 条 |
|-----------------|---|
| 前文 | |
| 総則 | 目的・定義・基本理念・村の責務・村民等の責務・事業者の責務 |
| 環境の保全及び創造のための施策 | 環境教育及び環境学習の推進・村民等の意見の反映・村民等及び事業者の自発的な活動の促進・情報の提供 |
| 生活環境の保全 | 公害等の防止・環境影響評価の措置・公害等に係る苦情の処理・広域的公害防止施策・空き地等の管理・公共の場所等の清潔保持等・不法投棄等の禁止・愛がん動物の管理 |
| 自然環境の保全 | 自然環境の保全・山林及び農地の保全の推進及び啓発 |
| 歴史的環境の保全及び育成 | 歴史的環境の保全及び育成 |
| 地球環境の保全 | 地球環境の保全 |
| 雑則 | 委任 |
| 附則 | 施行期日 |



〈問い合わせ〉 住民課(環境衛生)

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の平成30年度仮徴収通知書を送付します

1年間の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の額は、前年の所得などをもとに算定し、決定しています。

しかし、4月1日時点では、皆さんの前年の収入や所得などが把握できないので、平成29年度の保険料をもとに仮決定しています。平成30年度の保険料は7月に本決定し、お知らせします。

保険料の納め方には「特別徴収（年金から引き落とし）」と「普通徴収（納付書や口座振替）」があります。

●国民健康保険料

仮決定した保険料は、4～6月の普通徴収分、4・6・8月の特別徴収分です。

●65～74歳の国民健康保険に加入している世帯主の人へ

介護保険料が特別徴収である世帯主が国民健康保険の被保険者で、同じ世帯の被保険者全員が65～74歳の場合、国民健康保険料は世帯主の年金から特別徴収となります。

ただし、国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人などは普通徴収となります。

●平成30年度中に75歳の誕生日を迎える国民健康保険の世帯主の人へ

前年度まで国民健康保険料を特別徴収で納めていた人でも、**平成30年4月から普通徴収に変更となります。**

特別徴収になる前に口座振替で納めていた人は当時の登録口座から引き落としになります。口座の変更などを希望する人は、金融機関で手続きが必要です。

●後期高齢者医療保険料

仮決定した保険料は、4・6・8月の特別徴収分です。

4月から特別徴収が開始される人に「仮徴収開始通知書」を送付します。

※4～6月の普通徴収はありませんので、普通徴収の人には**7月に通知書を送付します。**

●介護保険料

仮決定した保険料は、4～6月の普通徴収分、4・6・8月の特別徴収分です。

65歳の誕生日を迎えた人や転入した人などは、一定期間、普通徴収ですが、この期間が経過し、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給・受給見込みの人は特別徴収となります。ただし、年金差し止めの人などは普通徴収となります。

●国民健康保険料または後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金から引き落とし）で納めている人へ

国民健康保険料または後期高齢者医療保険料を「特別徴収」で納めている人は、保険料の納付方法を「**口座振替**」に変更することができます。

手続き方法など詳しくは住民課まで問い合わせてください。

※納付方法の変更を希望しない場合は、手続きの必要はありません。

※確定申告などのときの社会保険料控除は、特別徴収の場合は年金受給者本人に、普通徴収の場合は納めた人に適用されます。

●すでに特別徴収（年金から引き落とし）により保険料を支払われた人の後期高齢者医療保険料・介護保険料の「特別徴収のお知らせ」について

平成30年2月に後期高齢者医療保険料および介護保険料を特別徴収で支払った人は、**4月の年金から特別徴収で納付いただく仮徴収保険料の額は2月の特別徴収額と同額**になります。

上記に該当する人は特別徴収の仮徴収額（4月・6月・8月に特別徴収する額）が2月の額から変更にならない場合、本年度から「特別徴収のお知らせ」の送付は省略します。

なお、平成30年度の保険料本決定通知書は7月に送付します。

〈問い合わせ〉

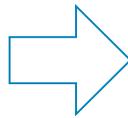
- ・住民課（国保・後期高齢）
- ・健康福祉課（高齢介護）

第1号被保険者（65歳以上）の 介護保険料を引き下げます

この度、第6期計画の計画期間（平成27年度から平成29年度）が終了することから、引き続き、地域包括ケアシステムの構築および深化を目指す計画として、「千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）」を策定し、65歳以上の人の介護保険料を設定しました。

第6期の基準保険料額（年額）

74,780円（月額約6,232円）



第7期の基準保険料額（年額）

69,730円（月額約5,811円）

第6期計画と比較し、基準額の第5段階で、年額5,050円を引き下げました。

（保険料の段階により、引き下げ額は異なります）

各段階の保険料額は、以下のとおりです。



●第7期（平成30年度から平成32年度）における65歳以上の人の介護保険料

| 段 階 | 対 象 者 | | 保 険 料 率 | 保 険 料 額 (年 額) |
|-------|------------------|--|--------------|------------------|
| 第1段階 | 住民税 世帯 非課税 | 生活保護受給者もしくは、老齢福祉年金受給者の人もしくは、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 基準額× 0.45 | 31,380円 |
| 第2段階 | | 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額× 0.72 | 50,120円 |
| 第3段階 | | 合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 | 基準額× 0.75 | 52,300円 |
| 第4段階 | 住民税 本人 非課税 | 本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人（住民税課税の人と同世帯） | 基準額× 0.90 | 62,760円 |
| 第5段階 | | 本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人（住民税課税の人と同世帯） | 基準額 | 69,730円 |
| 第6段階 | 住民税 本人 課税 | 合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額× 1.20 | 83,680円 |
| 第7段階 | | 合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 | 基準額× 1.30 | 90,650円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 基準額× 1.50 | 104,600円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 基準額× 1.65 | 115,060円 |
| 第10段階 | | 合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 | 基準額× 1.80 | 125,510円 |
| 第11段階 | | 合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 | 基準額× 1.90 | 132,490円 |
| 第12段階 | | 合計所得金額が800万円以上の人 | 基準額× 2.00 | 139,460円 |

※年度途中に65歳になった人や所得更正により保険料段階が変更となった人はこの限りではありません。

〈問い合わせ〉健康福祉課（高齢介護）

平成30年度国民健康保険料は、前年度並みに据え置きます

平成30年度から国民健康保険制度は「大阪府で一つの国保」となり、大阪府と各市町村が共同保険者となって運営します（国保の広域化）。

この目的は、大阪府が財政運営の責任主体となり、府内市町村の被保険者に係る必要な医療給付費を府内全体で賄うことで、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など保険運営の安定化を図ることにあります。これまでの市町村内における被保険者相互の支えあいの仕組みに市町村相互の支えあいの仕組みが加わり、府内全体で負担を分かち合うこととなります。



府内統一の保険料率へ

このような仕組みに変わることから、大阪府では府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう保険料率を統一します。

激変緩和措置

しかし、市町村によっては、本来集めるべき一人当たり保険料額が大きく変化し、被保険者の保険料負担が上昇することから、保険料額が急激に増加することのないよう6年間の激変緩和措置が設けられます。

財政調整基金の活用

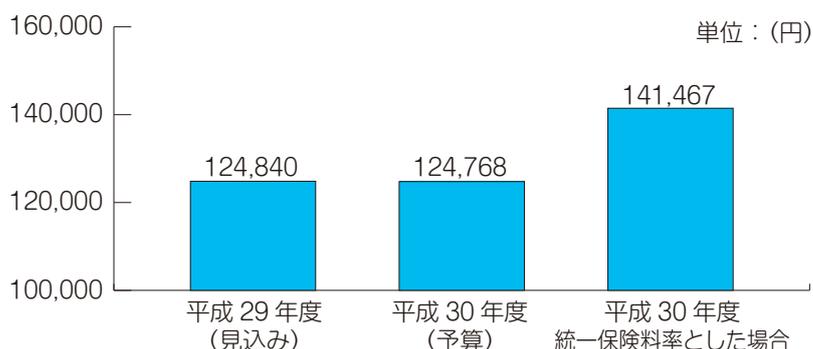
平成30年度保険料率については、国・府の激変緩和措置とともに財政調整基金を活用します。

村の保険料

前年度並みに据え置き、被保険者の急激な保険料負担増を軽減します。

※保険料の算定方式や賦課割合が変更となった場合は、世帯の状況によっては前年度と比較して保険料額が増減する場合があります。6年後には、府内で保険料が統一されることから、財政調整基金を計画的に活用し、急激な負担増にならないよう段階的に保険料率の引き上げを検討します。

平成29年度一人当たり保険料率と平成30年度府内統一保険料率とした場合の1人当たりの保険料額の比較

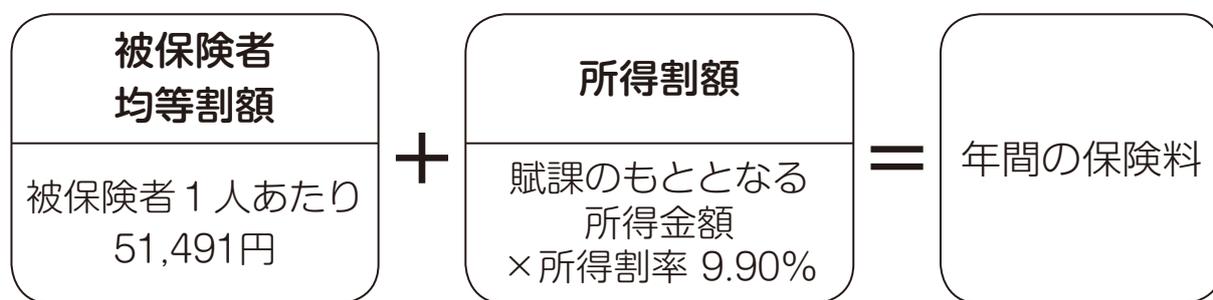


後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度から保険料率が変わります

大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成30年度から保険料率が変わります。
算定方法は下記のとおりです。この保険料率で計算した1年間の保険料と詳しい内容については、**7月初旬**にお知らせします。

平成30年度の保険料率



所得に変わりのない人は年間保険料額が下がります！

| | | |
|------------|---|------------|
| 平成29年度均等割額 | ⇒ | 平成30年度均等割額 |
| 51,649円 | | 51,491円 |
| 平成29年度所得割率 | ⇒ | 平成30年度所得割率 |
| 10.41% | | 9.90% |

●保険料の軽減について

(1) 被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額が下記のとおり軽減されます。

平成30年度は、**5割および2割の軽減対象が拡大されています。**

| 軽減割合 | 軽減後均等割額 | 所得の判定区分 |
|------|---------|--|
| 9割 | 5,149円 | ① 下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する） |
| 8.5割 | 7,723円 | ② 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額（33万円）を超えないとき |
| 5割 | 25,745円 | ③ 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+ 27万5千円（※1） × 被保険者の数】を超えないとき |
| 2割 | 41,192円 | ④ 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+ 50万円（※2） × 被保険者の数】を超えないとき |

※1 平成29年度 27万円⇒平成30年度 27万5千円

※2 平成29年度 49万円⇒平成30年度 50万円

(2) 会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に会社員の配偶者やお子さんなどの扶養であった人（これまで保険料の負担がなかった人。国民健康保険・国民健康保険組合は対象になりません）は、当面の間所得割額は課されず、**平成30年度は均等割額の5割が軽減されます。**

※平成31年度以降は資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減されます。

(3) 所得割額の軽減廃止

平成29年度まで「基礎控除後の総所得金額等」が、58万円以下の人は、所得割額が一律に2割軽減されていた軽減措置について、**平成30年度以降は廃止**となります。

●保険料決定のために（お願い）

後期高齢者医療保険料や、医療機関窓口での負担割合や高額療養費などの負担区分は、税の申告内容にもとづき決定されています。

収入がない人、収入が少なく確定申告をしていない人でも、住民税申告などをお願いします。申告をしていないと、保険料の軽減などを受けることができない場合があります。

〈問い合わせ〉

- ・住民課（後期高齢）
 - ・大阪府後期高齢者医療広域連合（資格管理課）
- ☎064790-2028

歯科健診が始まります

●後期高齢者医療歯科健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、**平成30年4月から歯科健診を実施します。**

被保険者には**4月下旬に「歯科医院リスト」を送付**します。（年度途中で新たに75歳になる人には、誕生月の翌月初めに順次送付します。）

広域連合が指定する歯科医院において、年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。受診の際は、**事前に歯科医院へ問い合わせのうえ、被保険者証を忘れず持参してください。（受診券は必要ありません。）**

※以下に該当する人は、歯科健診の対象外となります。

- ①病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院中の人
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している人
- ③介護予防事業における口腔ケア等の歯科保健事業の対象となる人

〈問い合わせ〉

- ・大阪府後期高齢者医療広域連合（給付課）
- ☎064790-2031

その他のお知らせ

●平成30年4月以降に75歳になる人

75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

被保険者になる人には、75歳の誕生日の前月中旬に被保険者証を簡易書留郵便で送付します。

保険料の納めかたなどについては、被保険者証や保険料決定通知書に同封しているチラシやパンフレットをご覧ください。

●振り込み詐欺などにご注意を

市町村などの職員を名乗り、医療費や保険料の還付金の名目でATM（現金自動預払機）に誘導し、お金を振り込ませる事件や、訪問して銀行の通帳やキャッシュカード、被保険者証などを持ち去る事件が発生しています。

公的機関が還付金などの受け取りでATMを操作させることは絶対にありません。後期高齢者医療制度に関する不審な電話・訪問などがあつたときは、すぐに指示に従わず、大阪府後期高齢者医療広域連合や役場窓口にお問い合わせください。

万一、被害にあつた場合は、速やかに最寄りの警察署に届けてください。

〈問い合わせ〉

- ・住民課（後期高齢）
 - ・大阪府後期高齢者医療広域連合（資格管理課）
- ☎064790-2028

健康診査や人間ドックで健康管理を

40歳以上の人の健康診査は、加入している健康保険が行います。そのため、皆さんの年齢や加入している健康保険の種類などによって受診方法が異なります。健診の実施時期や内容などについては、加入している健康保険に問い合わせてください。

国民健康保険

■特定健診・特定保健指導

村の国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見・早期治療を目的とした特定健診・特定保健指導を実施しています。メタボリックシンドロームはさまざまな生活習慣病を引き起こす可能性があります。

特定健診・特定保健指導を受けることは総合的な健康状態を知る機会ですので、積極的に利用し健康管理に役立ててください。対象者には、5月末に特定健診の受診券を送付します。

■人間ドック

村では、人間ドックを受診される国民健康保険の加入者に対して費用を7割負担しています。特定健診とあわせて利用してください。

※印かん・保険証・特定健診の受診券を持参の上、住民課で申し込みをしてください。



後期高齢者医療

■健康診査

後期高齢者医療制度の健診は、大阪府後期高齢者医療広域連合が行います。

被保険者の皆さんには、4月下旬に受診券を送付します。また、年度の途中に被保険者になる人には、資格を取得した月の翌月はじめに送付します。

■人間ドック

広域連合では、人間ドック受診費用の一部を助成します。助成は、同じ年度内に1回のみで、上限額は2万6千円です。

人間ドック費用の全額を一旦負担し、その後申請することで助成を受けることができます。

※オプション項目などは助成の対象にならない場合があります。

後期高齢者医療の人間ドック助成申請に必要なもの

次のものを持参の上、住民課で申請してください。

- 人間ドックの領収書
- 人間ドックの検査結果通知書
- 被保険者証
- 印かん
- 振込先口座番号のわかるもの(健診に関するお知らせ)
- 村の国民健康保険の特定健診や後期高齢者医療の健康診査を、富田林医師会管内の健康診査実施医療機関で受診すると、追加項目健診を受けることができます(若年健康診査は除く)。
- 健診を受診できる医療機関は、受診券に同封する一覧表で確認して下さい。

〈問い合わせ〉

- 住民課(国保・後期高齢)
- 健康福祉課(健康)

健康のために若年健康診査を受診しましょう

村の国民健康保険に加入している20歳以上40歳未満の人を対象に、「若年健康診査」を実施しています。特定健診と同じ内容の健診(眼底検査を除く)を、村国民健康保険診療所(保健センター内)、千早診療所および植田診療所(小吹台)で受診できます。受診者負担額は3千円です。事前に印かん・保険証を持参の上、住民課保険年金担当窓口で申し込みをしてください。

※年度内の受診人数には限りがあります。

〈問い合わせ〉住民課(国保)

認知症地域支援推進員をご存知ですか

村では「認知症地域支援推進員」を2人配置しており、主に次のような業務を行っています。気軽に相談して下さい。

- 認知症の人やその家族との相談および支援
- 認知症が身近な病気であることを理解してもらうための活動
- 認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護などのサービスが受けられるように、医療機関など関係機関へのつなぎや連絡調整



谷口介護福祉士 舘保健師

〈問い合わせ〉

健康福祉課(高齢介護)

村診療所医師のご紹介

初めまして、4月1日より、千早赤阪村国民健康保険診療所に勤務することになりました、新鞍にいくらです。医師になってから、香川県の病院、診療所などに、約25年間勤務した後、福井県の保健・医療・福祉の複合施設、三重県の県立病院に勤務していました。

今回、前任の川妻史明先生の異動に伴い、千早赤阪村で勤務させて頂くことになりました。

千早赤阪村の地域医療が、より良くなるように、貢献したいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

千早赤阪村国保診療所 医師 新鞍 誠
(元三重県立志摩病院副管理者)

| | 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----------------------------|-------------|---|---|---|---|---|
| 国民健康保険 診療所 (保健センター内) | 9:00~11:30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 14:00~16:30 | ○ | | ○ | ○ | |
| | 17:00~18:30 | | | ○ | | |
| 国民健康保険 千早診療所 (千早地区) | 13:00~14:30 | | ○ | | | ○ |

※ 訪問診療を希望される人は、ご相談ください。



健康ちはやあかさか21
イメージキャラクター

ちはやあかさか食育通信

【健康的な食生活】

今年の冬は野菜の値段が高騰したため、野菜不足になった人は少なくないと思います。しかし、村は自然豊かで農業をしている人が多いため、農作物が手に入りやすく、なかには困らない人もいたのではないのでしょうか。

野菜は1日に350g以上摂取するようにと厚生労働省より推奨されています。小鉢1品の野菜の量は平均70gといわれているので1日で5品の小鉢をめやすに食べなければ野菜不足になるということです。

野菜不足の人は、具だくさん味噌汁にしてみたり、忙しい朝は野菜と果物を一緒に入れてスムージーで飲んでみたり、冷凍の野菜を常備しておくなど手軽に野菜を摂ることを始めてみましょう。

野菜不足の人がいる一方、最近では野菜中心の生活をしている人が増えています。しかし、それだけでは栄養が偏りがちになります。毎日バランスよく

食事をするには主食・主菜・副菜を揃えるように心がけましょう。

主食はごはんやパンなどの炭水化物のことで、体のエネルギーになります。主菜は肉や魚などのたんぱく質のことで、体をつくりまします。副菜は野菜や海藻、きのこ類のことで、ビタミンやミネラルを摂ることができ、体の調子を整えるものです。

これらを毎食食べることで病気になりにくい健康な体づくりができます。

千早赤阪村の郷土食である粉豆腐（凍り豆腐を削ったときに粉状になったもの）は、高たんぱくでカルシウムや鉄分も豊富で、野菜と一緒に摂るとさらに栄養価がアップします。水戻しが不要のため赤ちゃんから高齢者まで食べることができる万能食品です。是非利用してみてください。

(健康福祉課 管理栄養士)

子育て短期支援事業

子育て家庭を支援する環境づくりのため、短期入所生活援助(ショートステイ)および夜間養護等(トワイライトステイ)の事業を行っています。いずれも、所得の状況などにより一部負担金が必要な場合があります。詳しくは、健康福祉課まで問い合わせてください。

○短期入所生活援助(ショートステイ)

保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神または環境上の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に保護を要する場合に児童福祉施設で一定期間養育保護します。

○夜間養護等(トワイライトステイ)

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における児童の養育が困難になった場合その他緊急の場合において、その児童を児童福祉施設で保護します。

〈問い合わせ〉健康福祉課(福祉)

児童家庭相談

「しつけの仕方が分からない」「子どもを叩いてしまう」など子育てに関してお悩みの人、一人で悩まずに家庭児童相談員まで相談してください。

※不在の場合がありますので事前に連絡してください。

相談受付

毎週月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

場所 村立保健センター内

費用 無料

〈問い合わせ〉健康福祉課(福祉)

『産婦健康診査』の費用助成が始まります

出産後間もない時期のお母さんのところとからだの健康状態の確認などを行う『産婦健康診査』の費用助成を開始します。

①対象者

4月1日以降に出産した産後8週以内の人(1人2回)

1回目ー産後2週間前後

2回目ー産後1か月前後

②公費助成額

1回につき上限5千円
(助成額を上回った場合は差額分を自己負担)

③受診券配布方法

妊娠届時・転入時に配布します。
(平成29年度に妊娠届・転入をした人で4月1日以降出産予定の人には個別に受診券を送付します)

【受診券利用時の注意事項】

○受診券は大阪府内の医療機関または助産所のみで使用可能です。大阪府外で受診する場合は一旦自己負担し、後日助成金の申請が必要です。

○村外に転出した場合、受診券は使用できません。

〈問い合わせ〉健康福祉課(健康)

子育て応援出産お祝い事業 赤ちゃんに絵本の読み聞かせ

村では、次代を担う子どもたちの健やかな成長を応援する「子育て応援出産お祝い事業」を実施しています。対象者には、4か月児健診日に絵本などを贈呈し、民生委員児童委員・主任児童委員の協力により、健診の待ち時間に絵本の読み聞かせを行っています。

〈問い合わせ〉健康福祉課(福祉)

あそびの教室(きしゃぽっぽ)参加者募集

幼児期前半はしっかり遊んで身体や人と関わる力を育てる大切な時期です。親子で手遊びやリズム体操、家ではできないダイナミックな遊びなどを行います。子どもさんと一緒に遊びに来ませんか。

①日時

5月10日(木)・17日(木)・
24日(木)・31日(木)・
6月7日(木)・14日(木)
午前10時～11時30分
(6回シリーズ)

②場所

保健センターほか外遊びあり

③対象

- 初めて参加する人
1歳6か月から3歳頃の幼児とその保護者
- 2回目以降の人
調整会議で決定

④定員

15組程度(きょうだいの同伴は相談してください)

⑤費用 無料

⑥申し込み方法

電話で保健センターまで

⑦申し込み期間

4月2日(月)～20日(金)

〈問い合わせ〉健康福祉課(健康)



地域子育て支援センターの催し



地域子育て支援センターは、村内で子育てをする人たちをさまざまな取り組みで応援する施設です。専任の保育士が常駐していますので気軽に遊びに来てください。

| 4月の予定（開室日時：月～金曜日（祝日は休み） 午前9時～午後3時） | | | |
|---|--------------|---|--|
| 日・曜日 | 時間 | 場所 | 内容 |
| 10 火 ★ | 午前10時～11時 | げんき保育園 園庭 | 桜まつり (予約は6日(金)まで) |
| 11 水 ★ | 午前10時30分～11時 | 地域子育て支援センター | 英語あそび・発育測定 |
| 17 火 ★ | 午前10時30分～ | | 鯉のぼり制作 (予約は9日(月)まで) |
| 19 木 ★ | 午前10時～11時30分 | | げんき親子体操 |
| 24 火 ★ | 午前11時30分～正午 | | お試しランチ 〈費用〉 1人200円 (子どものみ) 〈持ち物〉 食事用エプロン スプーン、フォーク ※スプーン、フォークは園でも用意します。 (予約は16日(月)まで) |
| 26 木 ★ | 午前10時30分～ | | 粘土あそび (予約は18日(水)まで) |
| ☆今月の一押し 桜まつり 保育園内の桜の花を見に来ませんか？ 園児たちの発表や出し物なども予定していますので、ぜひ遊びに来てください！ | | | |
| 〈のびのびげんきひろば〉 自由に遊んだり、自由におしゃべりしたりして、親子でのびのびしましょう。 〈日時〉 毎週月曜日（祝日などの場合は翌日の火曜日） 午前10時～11時30分 〈場所〉 保健センター3階集団指導室 | | 〈げんき広場（自由来園）〉 自由に親子で遊びながら、お友達と交流しましょう。 〈日時〉 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時 | |
| 〈園庭開放〉 園庭で自由に遊びましょう。 〈日時〉 毎週金曜日 午前9時～正午 | | 〈子育て育児相談〉 ・電話相談（毎週月～金曜日） 午前9時～午後3時 ・面接相談★ | |
| 備考： ★は、事前に電話予約が必要です。催しで費用の記載のないものは無料です。雨天の場合や講師などの都合で活動が中止または変更となる場合があります。詳しくは、ホームページや窓口にある『地域子育て支援センター ai♡げんきだより』をご覧ください。 | | | |

〈予約・問い合わせ〉 地域子育て支援センター ai♡げんき（げんき保育園内） ☎7868

くすのきホール・郷土資料館

千早赤阪村民大学開講のお知らせ

■郷土学習講座■

「大阪唯一の村、千早赤阪村」をテーマに、村の古代中世から近世近代、そして現在の姿を様々な講師陣に話していただきます。5月から毎月1回開講し、12月まで全8回を予定しています。

○講師陣（予定）

季刊大阪春秋編集長 長山 公一氏
 NPO法人文化遺産保存ネットワーク河内長野
 理事 尾谷 雅比古氏
 阪南大学国際観光学部 和泉 大樹氏
 河内長野市立ふるさと歴史学習館 松野 准子氏
 元大阪市立大学客員教授 植松 清志氏
 河内長野市郷土研究会 会長 棕本 進氏
 一般社団法人ちはやあかさかくらす
 村地域戦略室職員、村文化財担当職員

※各講師の講演日時・タイトルは5月号広報で掲載予定です。

※講師の都合上、順番や講師に変更のある場合があります。

時間 午後2時～4時

場所 くすのきホール2階第1会議室
 （エレベーターあり）

定員 各回35人（先着順、受講登録者優先）

費用 1回400円

受付 4月2日（月）から（先着順）

※土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時

備考 村外の人も受講できます。

■博物館講座■

博物館学芸員の基礎知識を学びながら、村立郷土資料館を題材として、展示やイベントについて受講生とともに考えます。

初回 5月8日（火） 午後2時～4時

講師 村文化財担当 ほか

場所 村立郷土資料館2階研修室

定員 10名程度（先着順）

費用 1回500円（入館料含む）

受付 4月2日（月）～27日（金）

※土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時

備考 村外の人も受講できます。

〈申し込み・問い合わせ〉教育課

☎①300 ②①400

※電話・FAXのほか、くすのきホール窓口でも直接申し込むことができます。

※登録の際は、全講座において郵便番号と住所、氏名、電話番号を伺います。



楠公誕生地

楠公祭

4月25日（水）の楠木正成公の生誕を祝って楠公祭の式典を開催します。どなたでも見学できます。

日時 4月25日（水）

午前10時～正午

場所 楠公誕生地（くすのきホール前）

〈問い合わせ〉（一社）千早赤阪楠公史跡保存会 ☎①588



村立テニスコート

春季テニス大会参加ペア募集

村テニス連盟では、春季テニス大会（男子ダブルス、女子ダブルス）参加ペアを募集します（府総体南河内地区大会予選を兼ねる）。

日時 5月13日(日)午前9時～午後5時（雨天の場合は5月20日(日)）

場所 村立テニスコート

対象 中学生以上の村在住・在勤者（必ずペアで申し込んでください。）

費用 1ペア 千円

受付 4月30日(祝)まで



〈申し込み・問い合わせ〉 中野 義信 ☎@7519

いきいきサロン くすのき やまゆり

年金なんでも相談

国民年金・厚生年金などの相談に応じる「年金なんでも相談」を行います。

厚生年金被保険者証や年金手帳など、記号番号や加入脱退の年月日、または過去の履歴などが分かるものを持参すれば、より具体的な説明が受けられます。

日ごろ、年金について不明な点があれば、ぜひこの機会に相談してください。

日時 4月19日(木)

- ・午前10時～11時30分
（いきいきサロンくすのき健康相談室）
- ・午後1時～3時
（いきいきサロンやまゆり多目的室1）

〈問い合わせ〉 住民課（国民年金）

その他

史跡見学会

（一社）千早赤阪楠公史跡保存会では、兵庫県の赤穂大石神社への史跡見学会を予定しています。参加を希望する人は申し込んでください。

行き先 赤穂大石神社

日時 5月16日(水)

出発 午前8時

集合 くすのきホール駐車場



定員 80人（先着順）

費用 保存会会員 5千円
会員外 6千円

締切 4月30日(月)

〈申し込み・問い合わせ〉

（一社）千早赤阪楠公史跡保存会 ☎@1588

花の文化園よりご案内「お花見フェス」

ソメイヨシノなど、いろいろな種類の桜をめぐって楽しみます。ほっこりとくつろぎながらコタツに入って桜のお花見が楽しめます。桜咲く「はなぶん」へぜひ遊びに来てください。

日時 4月7日(土)、8日(日)

〈問い合わせ〉 大阪府立花の文化園 ☎@8739

<http://gfc-osaka.com/>



その他

「世界自閉症啓発デー」および「発達障がい啓発週間」について

毎年4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。

また、毎年4月2日から8日までを「発達障がい啓発週間」として、全国で発達障がいの啓発のため、さまざまなイベントが行われています。

発達障がいの人たちが社会の中で自立していくためには、発達障がいに対する私たち一人ひとりの理解が必要です。

府内の主要建物を「世界自閉症啓発デー」のシンボルカラーであり、「癒し」や「希望」を表すブルーにライトアップします。

日時 4月2日(月)
午後6時30分頃～11時
※天保山大観覧車は、午後10時まで

場所 大阪城天守閣、天保山大観覧車

〈問い合わせ〉 府民お問合わせセンターピットライン
☎06910-8001

平成30年度大阪府要約筆記者養成講座 受講者募集

障害者総合支援法第78条で定める「特に専門性の高い要約筆記者」の養成を行うための「要約筆記者養成講座」を実施します。

日時 6月16日(土)～12月8日(土)
午後1時～5時(全21回)(受講判定試験は5月26日(土))

場所 大阪府障がい者社会参加促進センター

対象者 大阪府内に居住、通学または通勤している人で、要約筆記者として活動する意思のある人

定員 各20人

費用 無料(テキスト代は実費負担)

申し込み 受講申込書を締切(5月11日(金))【必着】までに郵送〒540-8570 府民お問合わせセンター「要約筆記者養成講座」係(住所記載不要)または大阪府 HP からインターネットで申込み

<http://www.pref.osaka.lg.jp/>
「要約筆記者養成講座」で検索
〈問い合わせ〉 府民お問合わせセンター ☎06910-8001(平日午前9時から午後6時まで)

上達実感できる野鳥のぬりえ教室

特別に用意された下絵を使って千早赤阪村を訪れる鳥「メジロ」といった野鳥の色鉛筆ぬりえ教室を開催します。ぬりえをしてみたけど思い通りに描けない、ただ色を塗るだけではものたりない、そんなふうを感じたことはありませんか?絵は物理学です。色、形、光のしくみを理解して絵を描いてみましょう。わかりやすくレクチャーします。

日時 4月22日(日)
午前11時～午後12時30分

講師 絵本作家 ひるね氏

持ち物 特になし

定員 20人

参加費 千円

場所 南河内林業総合センター
ラ・フォレスタ2階(東阪1238-5)

〈問い合わせ〉

ラ・フォレスタ ☎0090
<http://www.sinrin.org/foresta>



陸上自衛隊信太山駐屯地創立61周年記念行事の開催について

○日時 4月22日(日)
午前9時から午後3時までの予定で一般開放します。

○場所 陸上自衛隊信太山駐屯地
(大阪府和泉市伯太町官有地)

○行事内容(予定)

(1) 観閲式、訓練展示、装備品展示、修史館(歴史資料館)開放、体験試乗、音楽・太鼓演奏、子供広場など

(2) 前日4月21日(土)午前10時から10時30分まで、池上曽根遺跡公園(和泉市池上町213-1)において市中観閲行進を行います。当日、開催地域への来場の際には誘導員の指示に従って下さい。

○その他

• 荒天(暴風雨)の場合は、一部行事を中止または変更して行います。

• 駐屯地には、一般来場者駐車場はありません。公共の交通機関を利用して下さい。

• 駐屯地へのアクセス

(1) JR阪和線信太山駅より徒歩15分

(2) 22日(日)JR阪和線信太山駅からシャトルバスが運行されます。(駅出口の誘導員の指示に従って下さい。)

• 入場はすべて無料です。どなたでも入場可能です。

〈問い合わせ〉 陸上自衛隊信太山駐屯地 広報室

☎0725④0090(内線204)

FAX0725④0265

平成30年度大阪府点訳・朗読奉仕員中級養成講座 受講者募集

視覚に障がいのある人のためにボランティア活動をしていただける人を対象に、技術力のステップアップを目指すための「①点訳奉仕員中級養成講座」「②朗読奉仕員中級養成講座」を実施します。

日時 6月7日(木)～11月29日(木)(全24回)

①朗読 午前10時～正午

②点訳 午後1時30分～3時30分

(受講判定試験は5月24日(木))

場所 大阪府盲人福祉センター

対象者 原則、大阪府内に居住、または通勤している人で、市町村などの初級養成講座の修了者、または同等と認められる人

※初めて学習される人は受講できません。

定員 各25人

費用 無料(テキスト代は実費負担)

申し込み 受講申込書を締切(5月15日(火))【必着】までに郵送

〒540-8570 大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課「点訳・朗読奉仕員中級養成講座」係(住所記載不要)ファックスまたは大阪府HPからインターネットで申込み

<http://www.pref.osaka.lg.jp/>

「点訳・朗読奉仕員中級養成講座」で検索

〈問い合わせ〉大阪府自立支援課 ☎06944-9176
(平日午前9時から午後6時まで)

☎06942-7215

創業セミナー

創業を考えている人のための創業セミナーを開催します。

今年度は富田林市内と羽曳野市内の2つの会場で全4回(各4日間)のセミナーを予定しています。希望の回を選択して受講してください。

各回のすべての日程を受講した人は、創業するときにさまざまな支援を受けることが可能となります。

セミナーの申込方法や詳しい支援内容は村ホームページで確認するか、下記までお問い合わせください。

| 開催時期 | | 開催場所 | 内容 |
|------|---|--|---|
| 第1回 | 1日目 5月24日(木) 2日目 5月31日(木) 3日目 6月7日(木) 4日目 6月14日(木) | 全日 午後7時～9時 L I Cはびきの 2階パソコン教室ルーム 羽曳野市軽里1-1-1 | 創業に関する基礎知識を「経営」、「財務」、「販路開拓」、「人材育成」の4分野に分けて講義。 |
| 第2回 | 1日目 7月14日(土) 2日目 7月21日(土) 3日目 7月28日(土) 4日目 8月4日(土) | 全日 午後1時～3時 富田林商工会館 2階 商工会会議室 富田林市粟ヶ池町2969-5 | 飲食、小売、理美容業に特化した基礎知識を講義。 |
| 第3回 | 1日目 9月27日(木) 2日目 10月4日(木) 3日目 10月11日(木) 4日目 10月18日(木) | 全日 午後7時～9時 L I Cはびきの 2階パソコン教室ルーム 羽曳野市軽里1-1-1 | 女性の創業者、創業希望者を対象としたセミナーを開催。 |
| 第4回 | 1日目 11月13日(火) 2日目 11月20日(火) 3日目 11月27日(火) 4日目 12月4日(火) | 全日 午後7時～9時 富田林商工会館 2階 商工会会議室 富田林市粟ヶ池町2969-5 | 創業に関する基礎知識を「経営」、「財務」、「販路開拓」、「人材育成」の4分野に分けて講義。 |

〈問い合わせ〉観光・産業振興課

消費生活ひとことアドバイス ④

【質問】

裁判所からとみられる「訴状」と書かれた手紙が郵便受けに届きました。サイト利用料金の未納分を支払うように書かれていたのですが、サイトを利用した覚えも訴えられる覚えもありません。どうしたらよいですか。

【回答】

裁判所をかたった架空請求の可能性が高いです。封筒の表に「訴状」と書かれていた場合、これは、裁判所から送られたものではありません。訴えられた場合など、裁判所からの重要な通知は「特別送達」という特別な郵便により配達され、郵便受けに直接投げ込まれることはありません。このような書面が届いた場合、基本的には無視し、そのまま放置してください。裁判所をかたった架空請求かどうか分からない場合には、富田林市消費生活センターに相談してください。

【解説】

裁判所をかたって「借金を返せ」「未納料金を払え」「相続権が発生したので連絡するように」といった内容の手紙が無差別に送られてくる場合があります。訴訟関係書類（呼出状・支払督促）など、裁判所からの通知は「特別送達」と

いう特別な郵便により配達されま

す。この「特別送達」は、次のような特徴があります。

※「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されます。

※郵便配達担当者が名宛人に直接手渡すことが原則となっており、はがきや普通の封書のように郵便受けに投げ込まれることはありません。郵便配達担当者から「特別送達」を受け取る際には、特別送達報告書に受け取った人の署名や押印を求められます。

※裁判所で付した「支払督促」や「訴訟の呼出状」の「事件番号」・「事件名」が記載されています。

こうした特徴があるかどうかで、裁判所からの本当の通知かどうかを見分けることができます。

【注意が必要な場合】

身に覚えのない請求であっても、本当に裁判所から届いた「特別送達」の通知であれば、放置してはいけません。「督促異議の申立て」や「答弁書」を提出する必要があります。裁判所が「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」等を出す段階では、請求の当否の判断はされません。請求が「架空」であるかどうかは、当事者が自ら裁

判所に対してその旨の主張をする仕組みになっています。「特別送達」を「そのまま放置」とすると、欠席裁判となり、基本的に架空請求業者の請求がそのまま認められてしまうので注意が必要です。裁判所の管轄地域・連絡先については、最高裁判所のホームページで確認できます。裁判所から送られたような手紙を受け取り、本物かどうかわからない場合、書面に記された連絡先ではなく、最高裁判所のホームページに記載されている管轄地域の裁判所に確認しましょう。

困ったときは、富田林市消費生活センター等（消費者ホットライン188）にご相談ください。

〈問い合わせ〉

富田林市消費生活センター

※千早赤阪村・富田林市・太子町・河南町の消費者相談は「富田林市消費生活センター」で行っています。

開所日時

月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時
（祝日・年末年始を除く）

場所

富田林市役所 1階 7番窓口奥

☎⑩1000（内線186）



村長の部屋

金剛登山を考える

私の住んでいる千早にも遅い春がやってきた。朝の出勤時車の窓の霜を溶かさなくてもよくなった。

今年の冬は非常に寒い冬だった。千早へ帰るとき村はずれにあるトンネル入り口にある温度計の表示はほぼ毎日マイナスを示していた。金剛山の頂上は千早より5度ほど気温が低い。登山道は降った雪が凍りつき、また、去年10月の台風で土砂が洗われ岩の表面が凍結しスリップしやすい危険な状態で、スリップ事故が多発。12月から2月いっぱい毎日凍結状態。金剛山から流れ出る沢もほぼ連日凍結状態。1月より土・日になると消防団の出動が続いた。

金剛山は町に近い山との思い込みから軽装備のハイカーが多い、標高は1,000mを超えるまさに本格

的な冬山。毎日のぼるハイカーが2千人以上いることから金剛山はちょろいと思う人が多い。しかし連日のぼる人たちはしっかりした滑りどめ、防寒着を持ってかなり重装備。

今年は筒城谷でのスリップ事故が多かった、3月11日にはついに転落事故で死亡者が出た。滝の頂上から滝壺を撮影中滑って転落され、大阪府の防災ヘリで搬送されたそうだ。「安全・快適・空気がうまい・眺めがいい・府民の森」としての金剛山としては困ったことだ。

昨年からカトラ谷でも転落事故が多発している、殆どが70歳前後の高齢者。一般登山道以外の登山は遠慮してほしい。

人権コラム「きずな」 59

『いじめ』を乗り越えるカギ

島 善信(大阪教育大学特任教授)

先日、筆者の受け持つ後期の授業が終わりました。この授業では、人権問題を様々なテーマで考えてきました。

毎回授業の最初に、5人ずつ1分間スピーチを求めています。テーマについて、はじめは「この1週間の出来事から」とし、途中からは「人権について考えたこと」としました。授業の最後には、これも毎回コミュニケーションカードへの記入を求めています。その内容をまとめて通信にして、次の授業で返してきました。

1分間という限られた時間のなかで、またコミュニケーションカードを通して、学生たちは様々な語り、書き始めます。困窮している母子家庭の生活、在日コリアンとしてのルーツ、対人関係のつくりづらさ、被差別部落との関わり、性的少数者の当事者として、今は話したくない「いじめられた」辛さなど、一つひとつとても重い、大切なことが語られ、書き込まれてきました。少しずつ信頼関係が深まり、話しても大丈夫という安心感が芽生えはじめてきました。

最後の2回は「いじめ」問題を取り挙げ、最終回は「いじめ問題と私」のテーマでグルーptークをしました。予告していたものの、実は不安でした。誰にも言わないと決めこれまでずっと心の奥底にしまい込んできた思いを話してくれる人がきっといるにちがいないと信じる一方で、周りの人にしっかり受け止めようという真剣さが希薄だと、話そうとする気持ちがくじけてしまわないかと心配する気持ちもあったのです。

しかしそんな不安は無用でした。「思い出すと今でも涙が出そうな」ことを、「はじめの頃はとても嫌だった」のに、「言って何か変わるものではないと思っていた」のに、「加害者だった恥ずかしい自分を初めて」、「ターゲットになるのが怖くて自分を守るのに精一杯だった」ことを…、一人ひとりの、重たい切実な気持ちが伝わってきます。語る人と受け止める人がつながった瞬間でした。

「今日の授業は正直辛かったです。『いじめ』について語るというのは正直辛かったです。思い出

したくないこと、思い出すと今でも涙が出そうなこと、これをわざわざ思い出して、人に語ったのは、この授業のみなさんを信頼しているし、私の経験を語ることで、みなさんが何かを感じそしてそれを教師となった後に子どもたちに伝えていってくれそうだと感じたからです。LGBTの当事者であるということを行ったのも同じ理由からです。こんなに自分自身のことを考え、そして周りにも伝えられるようになるなんて、前までの私には想像もできませんでした。…」たくさんの学生が自分を語ってくれました。

信じてよかった。信頼は人を変えます、芯を強くします。「いじめ」をなくすことはたしかに難しい、でも、人を信頼の糸で結ぶこと、この中に「いじめ」を乗り越えるカギがあると確信できた授業となりました。

足かけ6年にわたって担当してきたこのコラムも、退職のため今回は最後となりました。ありがとうございました。

千早赤阪村青少年指導員連絡協議会 平成29年度 第2回ジュニアリーダースクール

3月4日、村青少年指導員連絡協議会主催で村内の小学生を対象にしたジュニアリーダースクールが行われ、18名が参加しました。

今回は環状線ウォークラリーを行いました。これは、大阪環状線に乗り、途中の駅で電車を降り、構内で問題を解いて次の電車で移動する。これを繰り返し、各駅停車の旅行気分と大阪を知るところを目的とした、楽しい環状線ツアーです。参加者は、ウォークラリーを楽しみながら、最終ゴールの大阪城天守閣を目指して楽しく最後まで歩きました。



村政まちかど講座を開催

3月9日、いきいきサロンやまゆりで、第1回目の村政まちかど講座を開催し、今回のテーマである、「千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」について、健康福祉課の担当者が参加者に説明を行い、質問に答えました。

村政まちかど講座は、1月から開始した制度で、村政に関して、住民の皆さんが日ごろ疑問に思っていることなどについて、担当課が出前講座を開くものです。申し込みは、地域戦略室や小吹台連絡所で受け付けています。



〈問い合わせ〉 地域戦略室

老人クラブ連合会 会員ウォーキング

3月8日に近江八幡周辺で毎年恒例の会員ウォーキングを実施しました。

古き良き時代の庄屋の街並みや、赴きある風景を眺めながらのウォーキングで、会員同士の健康増進と親睦を深める楽しいひと時を過ごしました。



わがやのホープ



森屋 ふしみ あおい ちゃん
(伏見 碧唯)
平成26年11月26日生まれ

ふしみ いおり ちゃん
(伏見 衣織)
平成29年6月30日生まれ

明るく元気に育ってね!

父・勝也さん 母・瑠利子さん

奥河内そば収穫祭

2月18日、二河原辺集会所で金剛山千早赤阪倶楽部と足谷川クラブの共催による奥河内そば収穫祭が行われました。昨年11月に収穫した地元のそばを用いたそば打ち体験などが行われました。

当日は村内、村外合わせて80人の参加者が集まり、先生によるそば打ちの実演を見学した後、そば打ちを体験し、打ちたてのそばやそば餅、そばがきをおいしくいただきました。



青春じゅずつなぎ

317



Ueno Shin
森屋 植野 伸 さん
<20歳 さそり座>

- 近況は・・・
調理の専門学校に通っていて、調理師になるために勉強しています。
- 趣味は・・・
スポーツです。小学生の時はサッカー、中学・高校ではバレーボールをしていました。
- 夢は・・・
一流の調理師になって、自分の店を持つことです。
- 最近、楽しいと思ったことは・・・
通っている学校でフェスティバルがありました。クラスみんなでピザを作って、来て下さった方々に提供しました。



- 思い出のアルバムから・・・
12歳の時サッカーをしていた時の写真です。また、みんなとサッカーがしたいです。
- 千早赤阪村について・・・
自然豊かで良いところです。でも、村の中にコンビニが欲しいです。
- 次号は・・・
中学校の同級生の植野 七海 さんです。
- 植野さんへメッセージを・・・
中学のメンバーで集まる!

トピックス

健康ナビ

子育てナビ

募集と案内

今月のコラム

みんなのひろば

お知らせ掲示板

今月の予定表

・ お知らせ掲示板 ・

国 保

国保の届け出はお早めに

転入・転出や職場の健康保険に加入・脱退したときは必ず届け出をしてください。職場の健康保険に加入・脱退しても、国民健康保険（国保）に連絡はありませんので、自身で届け出する必要があります。

①加入の届け出が遅れると

国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めること（最高2年間）になります。

「被保険者となる」のは、加入の手続きをしたときではありません。職場の健康保険をやめたとき、あるいは他の市町村から転入した時です。したがって加入手続きをするまでの間も保険料納付の対象期間となります。

また、特段の理由がなく届け出が遅れた場合、その間に受けた医療費は全額自己負担となります。

②やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなったのに届け出が遅れると、被保険者証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまうことがあります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになり、新たに加入された健康保険へ、自身で医療費を請求することになりますので注意してください。

〈問い合わせ〉 住民課（国保）

年 金

平成30年度の 国民年金保険料

4月分から、月々の国民年金保険料が150円引き下げられ、月額1万6,340円になります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に加えて支給されます。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です。

保険料は口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間と時間が省けます。また、早割（当月末振替）、前納（6カ月・1年・2年）で納付すると、納付書を使って納めるよりも保険料が割引になります。

なお、保険料の免除の承認を受けている人は、口座振替による割引は適用されません。

口座振替の申し込み

- 年金事務所または口座をお持ちの金融機関
- 郵便局の窓口

必要なもの

- 年金手帳
- 通帳
- 金融機関届出印

〈問い合わせ〉

- 天王寺年金事務所
☎06772-7531
- 住民課（国民年金）

学生納付特例の申請は 毎年度必要です

20歳以上の人は国民年金に加入しなければなりません。国民年金保険料の納付が困難で、本人の所得が一定以下の学生であれば、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の申請ができます。

また、4月から学生になる20歳以上の人だけでなく、平成29年度に学生納付特例の承認を受けた人で引き続き、平成30年度も学生納付特例を希望する時も申請が必要です。

なお、平成29年度に学生納付特例の承認を受けた人で、3月下旬に日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が届いた人は、必要事項を記入して返送するだけで申請ができます（学生証の添付は不要です）。

必要なもの

- 学生証など学生であることが証明できる書類
- 年金手帳
- 印鑑

〈問い合わせ〉

- 天王寺年金事務所
☎06772-7531
- 住民課（国民年金）



農 林

農作物等被害防止柵 設置事業補助金

村内において農地を耕作または保管理をしている人を対象に、鳥獣（イノシシなど）から農作物などの被害を防止する柵（電気柵、ワイヤーメッシュなど）の購入に対する補助金の申請を受け付けます。必ず購入前に申請をお願いします。

補助内容 防止柵購入費に補助率（2分の1）を乗じて得た額または補助金上限額のいずれか低い額です。（ただし100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）

補助金上限額

共同設置 10万円

個人設置 5万円

※共同設置とは2戸以上の農家で一体となる防止柵を設置する場合。

受付期間 4月2日(月)から先着順で受け付けます。なお、補助金予算額に達し次第、締め切りますのでご了承ください。

〈問い合わせ〉 観光・産業振興課

農林業施設整備事業補助金

村内に存する受益者が2人以上の農林業施設の舗装、修復および改良などに要する工事で原材料の経費が1件3万円以上のものに対して補助を行います。

申請は必ず工事前をお願いします。

補助内容 原材料の経費（上限20万円）

受付期間 4月2日(月)から先着順。※今年度から先着順となりましたので間違いのないようお願いいたします。

※予算額に達し次第、締め切りますのでご了承ください。

〈問い合わせ〉 観光・産業振興課

暮 ら し

電話予約による証明書の 休日交付について

平日に役場窓口へ来ることができない場合、電話で担当課へ予約し、休日に証明書を受け取ることができます。

予約できる証明書

- ・住民票の写し
- ・課税所得証明書、軽自動車税納税証明書（継続検査用）

予約および証明書を受け取ることができる人

- ・住民票の写し
千早赤阪村に住民登録している人であって、本人または本人と同じ世帯の人。

※同じ住所でも、別世帯であれば予約および証明書を受け取ることができません。

- ・課税所得証明書、軽自動車税納税証明書（継続検査用）

本人または本人と同居の親族。

受付日時

- ・月曜日～金曜日（休日を除く）
午前9時～午後5時

受け取る予定の日の8日前から予約することができます。

交付日時

- ・土曜、日曜、祝日（年末年始を除く）午前9時～午後5時30分

※受け取る予定の日の交付時間内に来庁しないときや、本人確認ができない場合は交付できません。予約しなおしていただく事になるので、注意してください。

交付場所

- ・役場本庁（正面玄関入ったところ）

持ってくるもの

- ・印鑑
- ・受け取る人の本人確認ができる書類（運転免許証、パスポートまたは個人番号カードなど）
- ・手数料
1件につき300円。ただし、軽自動車税納税証明書（継続検査用）は無料です。

〈問い合わせ〉

住民課（戸籍住基）・総務課（税務）

福 祉

千早赤阪村オレンジチーム （認知症初期集中支援チーム） が設置されました。

オレンジチームとは、認知症サポート医と医療・介護の専門職がチーム員となり、認知症の「早期発見・早期対応」をめざして活動する認知症専門チームです。

活動内容 認知症専門のチーム員がお宅に訪問し、本人または家族の心配なこと、困っていることなどのお話を伺います。専門医療機関や介護サービス事業者等と連携し、地域で安心して生活できるよう、包括的・集中的に支援します。

対象者 在宅生活をしている、40歳以上の認知症が疑われる人、または認知症の人で、以下のいずれかに該当する人

①医療サービスや介護サービスを利用していない人

②認知症の症状が強くどのように対応したらよいのか困っている人

相談先 千早赤阪村地域包括支援センター（☎0081）まで、気軽に相談してください。

〈問い合わせ〉

健康福祉課（高齢介護）

住宅耐震

住宅の耐震化に補助金の活用

建築物の耐震診断・設計・改修・除却工事費用の一部を補助しています。

平成30年度中に補助金の活用を希望する場合は、下記の他にも要件があるので事前に相談してください。

補助対象建築物 昭和56年5月

31日以前に建築された建築物

補助内容 下表のとおりです。

〈問い合わせ〉 地域戦略室

環境衛生

粗大ごみ収集中に火災発生!



3月7日(水)の粗大ごみ収集中に、収集車で収集したごみが発火し、火災が発生しました。

幸いにも作業員に被害はありませんでしたが、火災の原因は、ガ

スの残ったライターが収集車の中で圧縮された際に、発火し近くにあった可燃物に燃え広がったものでした。

ライターは、必ずガスを出し切ってから、排出してください。

〈問い合わせ〉 住民課（環境衛生）

浄化槽設置整備事業補助金

村では生活環境および河川の水質の保全ならびに公衆衛生の向上のため、し尿や生活雑排水などを併せて処理する合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽を設置する家庭に補助金を交付しますので、本年度に合併処理浄化槽を設置する場合は申し込みください。

対象地区は、下水道処理区域外および下水道計画区域内であっても整備が大幅に遅れる地域です（事前に問い合わせてください）。

補助金額

- ・5人槽 91万8千円
- ・6～7人槽 102万1千円
- ・8～10人槽 124万2千円

※補助金は予算の範囲内で先着順です。

※現在の補助金額は、過疎地域自立促進特別措置法が失効する平成33年3月31日(水)までです。

〈問い合わせ〉 施設整備課

合併処理浄化槽維持管理費補助金について

村では、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を推進しており、適正な維持管理を行う人に補助金を交付します。

補助対象地域は、公共下水道の供用が開始されていない地域です。ただし、新たに開始となった日から1年間は当該地域を補助の対象とします。

補助対象者は、住民基本台帳に基づき村内に住所を有している人で、自己の専用住宅に設置された合併処理浄化槽において、浄化槽法で定められている「保守点検」、「清掃」および「法定検査」を行った人となります。

補助金額は、申請日から過去1年間に行った保守点検等の費用合計額が対象で、2万円が限度となります。また、申請に必要な書類などで、不明な点があれば、問い合わせて下さい。

〈問い合わせ〉 住民課（環境衛生）

狂犬病予防集合注射と飼犬登録

狂犬病は、すべてのほ乳類に感染し、発症すれば有効な治療法はなく、回復の見込めない大変恐ろ

住宅耐震等補助内容一覧

| 建築物の種類 | 補助の項目 | 補助の内容 |
|--------|-------|--|
| 木造住宅 | 耐震診断費 | 耐震診断費用の9/10の額または一戸あたり4万5千円のいずれか低い金額 |
| | 耐震設計費 | 耐震改修設計費用の7/10の額または一戸あたり10万円のいずれか低い金額 |
| | 耐震改修費 | 一戸あたり40万円（定額）。ただし、耐震改修工事費が定額未満である場合は、当該工事費の額 |
| | 除却費 | 一戸あたり40万円（定額）。ただし、除却工事費が定額未満である場合は、当該工事費の額 |
| 非木造住宅 | 耐震診断費 | 耐震診断費用の1/2の額または一戸あたり2万5千円のいずれか低い額 |

公共施設

海洋センター使用料変更について

4月1日(日)村B & G海洋センターのアリーナおよびトレーニングルームの個人使用ならびにプールの使用時において、同伴者および引率者の使用料を徴収します。
〈問い合わせ〉 教育課 ☎⑩1300

職員募集

村職員募集

平成30年7月1日採用予定、千早赤阪村職員を募集します。
 詳しくはHPをご覧ください。
〈問い合わせ〉 人事財政課

しい病気です。現在でも東南アジアや、アフリカなど世界中で数多く発生しています。

日本では、予防注射が徹底され、近年の発生の報告はなく、数少ない狂犬病の清浄国のひとつになっていますが、万一発生した場合に蔓延を防ぐために「犬の登録」、「狂犬病予防注射」が重要となります。

村では、巡回による狂犬病予防集合注射と登録を実施します。狂犬病予防法に基づき、毎年1回(4月～6月)の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。この機会に受けましょう。

登録済の犬については、3月下旬に郵送した実施案内に同封の狂犬病予防注射交付手数料領収書を必ず持参してください。

※**集合注射料金 3,250円**

生後91日以上の子犬は、飼い始めた日から30日以内に登録をし、

鑑札をつけるよう法律で定められています。登録手続きをしていない場合はこの機会に登録を済ませてください。

※**新規登録手数料 3千円**

集合注射会場で受けられない場合は、動物病院で注射を受け、「接種済証」を持参し注射済票の交付申請を行ってください。

※**済票交付手数料 550円**

〈問い合わせ〉 住民課(環境衛生)



狂犬病予防集合注射の日程

| 月 日 | 時 間 | 場 所 | |
|--|---------------|---------------|---------------------------|
| 5月8日(火) *雨天中止の場合 5月10日(木) に順延します。 | 午前 | 9時30分～9時45分 | 桐山老人憩いの家下 |
| | | 9時50分～10時10分 | 二河原邊ちびっこ広場 |
| | | 10時20分～10時40分 | 水分地区利用組合みかん貯蔵所前 |
| | 午後 | 10時50分～11時10分 | 川野邊老人憩いの家前 |
| | | 11時20分～12時00分 | 森屋北ちびっこ広場 |
| | | 1時10分～1時30分 | 役場プレハブ横駐車場 |
| 5月9日(水) *雨天中止の場合 5月11日(金) に順延します。 | 午前 | 1時40分～2時10分 | J A 大阪南赤阪支店前 |
| | | 2時20分～2時50分 | 旧自然休養村管理センター下 (防火水槽付近) |
| | | 3時10分～3時30分 | 千早老人憩いの家前 |
| | 午後 | 9時30分～9時45分 | 吉年老人憩いの家前 |
| | | 9時55分～10時25分 | 東阪バス停前(旧JA千早支店前) |
| | | 10時35分～10時55分 | 上東阪消防倉庫前 |
| 午後 | 11時05分～11時30分 | 中津橋前広場 | |
| | 11時40分～12時00分 | 小吹老人憩いの家前 | |
| 午後 | 1時10分～3時30分 | 小吹台連絡所前 | |

※時間については、前後する場合がありますのでご了承ください。

建物火災が多発しています。火の取扱いに注意して下さい!

今年に入り、富田林市消防本部管内では建物火災が相次ぎ、2月15日現在、3件の全焼火災が発生し、3名の方が亡くなっています。

大切な命と我が家を火災から守るために、火の取扱いに十分注意して下さい。

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント

－ 3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

〈問い合わせ〉 富田林市消防署 ☎0119

図書室だより

図書室からのお知らせ

今月の主な新刊本を、紹介しています。図書室にない本は、府立や府内の図書館から取り寄せています。休室日は、4月2・9・16・23・29・30日です。

◆一般書

あきない世傳金と銀5 (高田郁)
護られなかった者たちへ (中山七里)
玄鳥さりて (葉室麟)

オーバーツ死を招く至宝 (蒼井碧)
樓月 (今野敏)
刑事の怒り (薬丸岳)
しょったれ半蔵 (谷津矢車)
オンナの奥義 (阿川佐和子)
蒼き山嶺 (馳星周)
光点 (山岡ミヤ)
路上のX (桐野夏生)
天の花 (伊吹有喜)
美女は天下の回りもの (林真理子)

◆児童書

アナゴたいそう (みうらあや)
はりねずみのルーチカ (北見葉胡)
戦国合戦ヘタイムワープ (トリル)

◆ベストリーダー

笑顔のママと僕と息子の
973日間 (清水健)
酒が仇と思えども (中島要)
墨の香 (梶よう子)

みんなの暮らし日記
〈問い合わせ〉 教育課 ☎01300

国税職員募集のお知らせ

平成30年度 国税専門官 採用試験

- 申込受付期間 平成30年3月30日(金)～4月11日(水)
⇒ インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
※ お申込み方法は、原則インターネットとなります。
- 受験資格・試験日など詳細については、
国税庁ホームページの「採用案内」をご覧ください。
⇒ 国税庁ホームページアドレス【<http://www.nta.go.jp>】



【問合せ先】 大阪国税局人事第二課(試験係) (☎06-6941-5331) 又は
富田林税務署総務課 (☎0721-24-3281) (音声案内に従い「2」を選んでください)



社会福祉協議会だより

～ だれもが安心して住み続けられる福祉のむらへ ～

村社会福祉協議会では、地区福祉委員会活動による地域コミュニティづくりや小地域ネットワーク推進活動支援をはじめ、地域のニーズに応える活動、地域の身近な相談窓口として、生活上の悩みがある人々やその家族などからの相談など様々な地域福祉活動に取り組んでいます。今後、村とも連携して社会福祉協議会の活動などについて毎月紹介します。

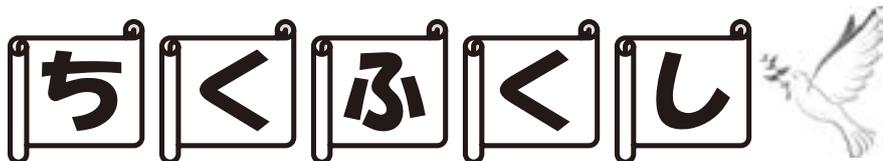
☆配食ボランティア募集☆

お弁当を配達していただけるボランティアさんを募集しています。

村社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者などへの配食サービスを、毎週火・木・金曜日の週3回実施しています。お弁当を配達するだけでなく、声かけや見守りを兼ねた活動です。『お元気ですか?』と笑顔で声かけしていただくことが、利用者の皆さんの活力になります。

ボランティアさん同士のふれあいの中で、新しいつながりができるかもしれません。

☆皆さんの「あたたかい心」お待ちしております☆



各地区で行われている地域サロン活動やイベント（高齢者のつどいなど）の開催日などを紹介します。今月は定期的に行われている地域サロンの開催日を紹介します。

☆福祉委員会などによる喫茶活動☆

| 地区名 | サロン名 | 開催日 |
|--------|--------|---------|
| 千早地区 | 喫茶たもん | 毎月第1月曜日 |
| 上東阪地区 | 喫茶かみで | 毎月第1木曜日 |
| 下東阪地区 | かふえ中津原 | 隔月第2木曜日 |
| 中津原地区 | 喫茶よどし | 毎月第3金曜日 |
| 吉年地区 | 喫茶しもで | 毎月第2金曜日 |
| 小吹地区 | 小吹茶屋 | 不定期 |
| 二河原辺地区 | 喫茶にがらべ | 毎月第3日曜日 |
| 川野辺地区 | わいわい会 | 不定期 |



府大生の足指力測定
(喫茶かみで)

☆ボランティア団体による喫茶活動☆

| ボランティア名 | 場所 | 開催日 |
|---------|-------------|---------|
| 喫茶あじさい | いきいきサロンくすのき | 毎週月・水・金 |
| 喫茶くりんそう | いきいきサロンやまゆり | 毎週木・土・日 |



寄付

ご芳志は、地域福祉の向上のために有意義に活用させていただきます。

社会福祉協議会善意銀行

◎中岡 真一 様 (小吹140-1)
2万円

出産祝いとして

◎ JA 大阪南女性会千早赤阪支部
様 (水分52-1)

3万円

農業祭チャリティーバザーとして

ひとり暮らし

愛の訪問事業

65歳以上のひとり暮らしの人に、ヤクルト飲料を無料で配布しています。配達員との交流により孤独感を和らげ、安否確認・緊急対応などに努めています。

〈問い合わせ〉 千早赤阪村社会福祉協議会 (ボランティアセンター)

☎@0294

4月のし尿収集予定表

| | |
|-------------------------|-------------|
| 各地区ミゼット車 | 4月17日(火) 予定 |
| 森屋、水分、川野辺、二河原辺、桐山、小吹、吉年 | 4月27日(金) 予定 |
| 千早、東阪、中津原 | 4月30日(月) 予定 |

4月のごみ収集予定表

| ごみは、7時までに必ず出しましょう | |
|--------------------------|---|
| もえるごみ (火・金曜日) | 4月3日(火)・6日(金)・10日(火)・13日(金)・17日(火)・20日(金)・ 24日(火)・27日(金)・5月1日(火)・4日(金) |
| 粗大ごみ (第1水曜日) | 4月4日(水)・5月2日(水) |
| プラスチック製容器包装 (第2・4木曜日) | 4月12日(木)・26日(木) |
| ペットボトル (第3木曜日) | 4月19日(木) |
| 空カン・空ビン (第4水曜日) | 4月25日(水) |

「わがやのホープ」掲載希望者募集中

お子様の
いい記念に
なりますよ

村では広報紙のコーナー「わがやのホープ」へのお子様の掲載申し込みを受け付けています。
掲載に協力していただける方は、下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

掲載対象者：概ね8歳未満のお子様（兄弟姉妹複数名での掲載も可能）

※掲載にあたっては、お子様の写真の提供をお願いします（広報発行時にご返却します）。

〈問い合わせ・申し込み〉 人事財政課 地域戦略室 ☎@0081



村広報紙に掲載する広告を募集しています

村では本広報紙に掲載する広告を募集しています。

掲載を希望される人は、下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。

掲載料：1月号あたり5000円

大きさ：天地5.95cm×17.85cm（この記事と同じサイズ）

※また、別途村ホームページへの掲載広告も募集しています。詳しくは下記へ問い合わせてください。

〈問い合わせ・申し込み先〉 人事財政課 地域戦略室

公共施設のごあんない

千早赤阪村役場…… ☎②0081
 小吹台連絡所…… ☎②7600
 防災行政無線テレホンガイド
 …… ☎②1388
 くすのきホール(教育委員会事務局)
 ・教育課…… ☎②1300
 村立郷土資料館…… ☎②1588
 B & G海洋センター ☎②7183
 学校給食センター… ☎②1112
 いきいきサロン
 ・やまゆり…… ☎②7005
 ・くすのき…… ☎②1705
 保健センター
 ・健康福祉課…… ☎②0069
 ・村国保診療所…… ☎②0038
 ・村社会福祉協議会 ☎②0294
 金剛山ロープウェイ
 ・千早駅…… ☎④0128
 村営宿泊施設
 ・香楠荘…… ☎④0321
 富田林市消防署
 千早赤阪分署…… ☎②1755
 ※各施設の休館日については
 お問い合わせください。

相談

| | |
|------|---------------------|
| 心配ごと | 4月5日(木) 5月はありませぬ |
| 児 童 | 4月5日(木) 5月はありませぬ |
| 行 政 | 4月5日(木) 5月はありませぬ |

時間 午後1時～3時
 場所 保健センター1階(相談室)

| | |
|-----|---|
| 人 権 | 毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 住民課 ☎②0081 (※河南町・太子町役場でも相談可) 河南町住民生活課☎②500 太子町住民人権課☎②5515 いずれも予約不要。電話相談可。 |
|-----|---|

| | |
|-----|---|
| 就 労 | 毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 観光・産業振興課 |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| 教 育 | 毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 教育委員会事務局教育課 |
|-----|--|

人の動き

| | |
|-----------------|-------------|
| 総人口 | 5,340人(-5) |
| 男 | 2,547人(+5) |
| 女 | 2,793人(-10) |
| 世帯数 | 2,315戸(-3) |
| 2月末日現在、()は対前月比 | |

広場・相談など

| 種 類 | 月 日 | 受 付 | 対 象 |
|--|------------------------------|--|--|
| 健 診 | 4月11日(水) | 午後1時～1時10分 | 平成28年7月～9月生 |
| | | 午後1時45分～1時55分 | 平成26年7月～9月生 |
| | 4月20日(金) | 午後1時～1時15分 | 平成28年1月～3月生 |
| | | 1歳6か月・2歳フォロー 午後1時45分～2時 3歳6か月フォロー 午後2時15分～2時30分 | 1歳6か月・2歳・3歳 6か月児健診で虫歯 になりやすいと判定 された幼児 |
| 保健センター 広場・講習会 ☎②0069 | 4月9日・ 16日・23日・ 5月7日(月) | 午前10時～11時30分 | 就学前の乳幼児と 保護者 |
| | 4月18日(水) | 午前10時～11時30分 | 0～1歳ごろまで の乳幼児と保護者 |
| | | 午前10時～10時45分 | 1歳頃までの乳幼 児の家族 |
| 相 談 | 4月24日(火) | 午前10時～正午 (来庁の場合要予約) | 健康・育児・介護な ど相談を希望する人 |
| | 4月23日(月) | 午後2時～3時30分 (要予約) | 歯・歯ぐき・入れ歯に 関する相談を希望す る人 |
| | 4月27日(金) | 午後1時30分～ (要予約) | 食事療法が必要な人、 健康のため食生活を 改善したい人 |
| | ※個別禁煙相談は希望に応じて随時実施します(要予約) | | |
| ※平成30年度より、無料弁護士相談・保健師こころの健康相談は 奇数月のみの実施となります。次回は5月です。 | | | |

休日・夜間の医療機関など

| 名 称 | 連絡先・時間など |
|-------------------------------------|--|
| 休日診療 | 内科・歯科 (歯科は午前のみ) 休日診療所 ☎②1333 富田林市向陽台1-3-38 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 |
| | 小児科 富田林病院 ☎②1121(代表) 富田林市向陽台1-3-36 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 |
| 小児夜間救急 (当番病院紹介) | 富田林市消防署 ☎②9919 午後8時～翌朝8時(1年中) 土・日・祝・年末年始は午後4時から |
| 救急安心センターおおさか | #7119または☎06(6582)7119 24時間対応(1年中) |
| 大阪府小児救急電話相談 (受診するかどうかの判断の参考に) | #8000または☎06(6765)3650 午後8時～翌朝8時(1年中) |
| 大阪府救急医療情報センター (各科医療機関の診療状況照会) | ☎06(6693)1199 24時間対応(1年中) |
| 「こどもの救急」ホームページ (受診するかどうかの判断の参考に) | http://kodomo-qq.jp/ |

村国保診療所の診療曜日

- ・村国保診療所 水分195-1(保健センター内) ☎②0038
 午前診(月)～(金) 午前9時～11時30分
 午後診(月)(水)(木) 午後2時～4時30分 ※(水)の午後診は訪問
 夜診(水) 午後5時～6時30分 診療のみです。
- ・村国保千早診療所 千早184-1 ☎④0240
 午後診(火)(金) 午後1時～2時30分 人事異動により4月から
 医師が交代しました。



第4回 楠公誕生地



楠公誕生地は、楠木正成公生誕の地という伝承が残る場所で、国史跡赤坂城跡（下赤坂城址）から約500m、国史跡楠木城跡（上赤坂城址）から約2kmに位置するなど、戦いの場であった山城とのセット関係も考えやすい場所です。平成2～4年にかけて「くすのきホール」建設に伴って発掘調査が行われており、2重の堀に囲まれた建物跡を確認しています。現在この場所には、大久保利通が明治8年に行った楠公遺跡めぐりの際に建立し顕彰した石碑があります。この場所には、石碑以外にも文禄年間に豊臣秀吉の命をうけ、増田長盛が土壇を築き、建武の中興後の楠木氏館跡と考えられている、桐山遺跡にあった百日紅を移植したという記録が残っています。

毎年楠木正成公生誕日と伝えられる4月25日には、楠公誕生地前で行われる楠公祭や建水分神社で行われる春祭（通称『くすのきさん』）など、各地でお祭りが開催されています。

〈アクセス〉

金剛バス バス停「千早赤坂役場前」下車、徒歩約15分

※車でお越しの場合は、道の駅ちはやあかさか（くすのきホール敷地内）、くすのきホールの駐車場を利用してください。

表紙の写真：奉建塔のサクラ

2018.4
No.531

発行／千早赤坂村役場（〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤坂村大字水分180番地）
ホームページ <http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>
編集／人事財政課 地域戦略室 ☎ 0721-72-0081 ☎ 0721-72-1880
E-mail iken@vill.chihayaakasaka.lg.jp

R100

この広報紙は再生紙を使用しています。古紙配合率100%再生紙